| 女川原子力発電所保安規定審査資料 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 資料番号 | 保－0 0 0 6 $\quad$（改1） |  |
| 提出年月日 | 2022 年11月9日 |  |

## 女川原子力発電所 2 号炉

# 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料 

（17条，添付 $1-2$ ， 1 － 3先行 B WRプラントとの比較表）

2022年11月
東北電力株式会社

## 

|  | 規定比較 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （火炎発生時の体制の整備） | （火災発生時の体制の整備） | －運用の相違 <br> （女川では，第 17 <br> 条関連の計画の承 <br> 認者は発電所長と している。) <br> －女川は注記をまと めて，9．の後に記 |
| 第17条 | 第17条 |  |
| 〔7 号炉〕 |  |  |
| 防災安全GMは，火災が発生した場合（以下「火火災発生時」という。）における原子炬施設の保 | 2 号炬について，防災課長は，火災が発生した場合（以下「火災発生時」といら。）における原子 |  |
| 全のための活動＊ 1 を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，防災安全部長の承認 | 炬施設の保全のための活動＊1を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，所長の承認 |  |
| を得る。また，計画は，添付2に示す「火㷋，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒が | を得る。また，計画は，添付 $1-2$ に示す「火火炎，内部溢水，火山影響等，その他自然炎害および |  |
| ス対応に係る実施基漼」に従い策定する。 | 有毒がス対応に係る実施基準」に従い策定する。 |  |
| （1）発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置※2に関する こと | $\frac{\text {（1）発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置＊＊2関するこ }}{\text { と }}$ |  |
| （2）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な要員の配置に関する こと | （2）火災発生時における原子炬施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する こと |  |
| （3）火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ら要員に対する教育訓練に関するこ と | （3）火災発生時における原子炬施設の保全のための活動を行ら要員に対する教育訓練に関するこ と |  |
| （4）火災発生時における原子炬施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関す ること | （4）火災発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らために必要な資機材の配備に関す ること |  |
| （5）発電所における可燃物の適切な管理に閔すること | （5）発電所における可燃物の適切な管理に関すること |  |
| 2．各GMは，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らため に必要な体制及び手順の整備を実施する。 | 2． 2 号炉について，各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炬施設の保全のため の活動を行らために必要な体制および手順の整備を実施する。 |  |
| 3．各GMは，第2項の活動の実施結果をとりまとめ，第1項に定める事項について定期的に評価す | 3． 2 号炬について，各課長は，第2項の活動の実施結果をとりまとめ，第 1 項に定める事項につい |  |
| るとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災安全GMに報告する。防災安全GMは，第 1 項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ る。 | て定期的に評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第 1 項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 |  |
| 4．当直長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は，所長，原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置につい て協議する。 | 4 ． <br>  <br>  および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炬停止等の措置について協議する。 |  |
| ※ 1：消防機関への通報，消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでし行ら活動を含む。また，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下，本条において同じ。）。 |  |  |
| ※2：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後又は修復後は運滞なく復旧させる。 |  |  |
| ［ 1 号炉，2 号炉，3号炉，4号炉，5号炬及び6号炬〕 |  |  |
| 防災安全GMは，初期消火活動のための体制の整備として，次の措置を講じる。 <br> （1）中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する ${ }^{1} 1$ 。 |  |  |
| （2）初期消火活動を行ら要員として，10名以上を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 | （2）初期消火活動を行ら要員として，10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 |  |
| （3）自衛消防隊に対して，火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教青訓練を実施 する。 | （3）自衛消防隊に対して，火災発生時における初期消火活動等に関する総合的な教育訓練を実施 する。 |  |
| （4）化学消防自動車，泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材＂2を配備する。 | （4）化学消防自動車，泡消火薬剤等の初期消火活動のために必要な資機材＊3を配備する。 |  |
| 2．各GMは，原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火及び延焼の防止に努めるとともに，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認し，その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 | 6 ．努めるとともに，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認し，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 |  |



|  | 保安規定比較表 | 質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （内部溢水発生時の体制の整備） <br> 第17条の2 <br> 〔7号炬〕 <br> 技術計画GMは，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。） における原子炉施設の保全のための活動 1 を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたつては，添付 2 に示す「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 <br> （1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関 すること <br> （2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ら要員に対する教育訓練に関す ること <br> （3）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な資機材の配備に関すること <br> 2．各GMは，前項の計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う ために必要な体制及び手順の整備を実施する。 <br> 3．各GMは，第2項の活動の実施結果をとりまとめ，第1項に定める事項について定期的に評価す るとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，技術計画GMに報告する。技術計画GMは，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ る。 <br> 4．当直長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断 した場合は，当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は，所長，原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置につ いて協議する。 <br> ※ 1：内部溢水発生時に行ら活動を含む（以下，本条において同じ。）。 | （内部溢水発生時の体制の整備（ 2 号炉）） <br> 第17条の2 <br> 2号炉について，防災課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子灲施設の保全のための活動 ※ 1 を行う体制の整備として，次の事項を含 む計画を策定し，所長の承認を得る。また，計画は，添付 $1-2$ に示す「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関 すること <br> （2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関す ること <br> （3）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること <br> 2． 2 号炉について，各課長は，前項の計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行らために必要な体制および手順の整備を実施する。 <br> 3．2号灲について，各課長は，第2項の活動の実施結果をとりまとめ，第1項に定める事項につい て定期的に評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> 4． 2 号炉について，発電課長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，発電管理課長に報告する。発電管理課長は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炬停止等の措置について協議する。 <br> ※ 1：内部溢水発生時に行う活動を含む（以下，本条において同じ。）。 | －運用の相違 <br> （女川では，第 17条関連の計画の承認者は発電所長と している。） |


|  | 保安規定比較表 | り） <br> 実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （火山影響等発生時の体制の整備） <br> 第17条の3 <br> 〔7号炉〕 <br> 技術計画GMは，火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 1 1を行ら体制の整備として，次 の各号を含む計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，計画は，添付 2 に示す「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること <br> （2）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関 すること <br> （3）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること <br> 2．各GMは，前項の計画に基づき，次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全の ための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。 <br> （1）火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関するこ と <br> （2）（1）に掲げるものの他，火山影響等発生時における代替電源設備その他の炬心を泠却するた めに必要な設備の機能を維持するための対策に関すること <br> （3）（2）に掲げるものの他，火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著 しい損傷を防止するための対策に関すること <br> 3．各GMは，第 1 項（1）の要員に第 2 項の手順を遵守させる。 <br> 4．各GMは，第2項の活動の実施結果を取りまとめ，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，技術計画GMに報告する。技術計画GMは，第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ る。 <br> 5．当直長は，火山現象の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断 した場合は，当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は，所長，原子炬主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置につ いて協議する。 <br> 6．原子力設備管理部長は，火山現象に係る新たな知見等の収集，反映等を実施する。 <br> ※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下，本条において同じ。）。 | （火山影響等発生時の体制の整備（2号炉）） <br> 第 17 条の 3 <br> 2号炉について，防災課長は，火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 1 を行う体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，所長の承認を得る。また，計画は，添付 $1-2$ に示す「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒がス対応に係る実施基準」に従い策定 する。 <br> （1）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること <br> （2）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関 すること <br> （3）火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備に関すること <br> 2． 2 号炉について，各課長は，前項の計画に基づき，次の各号を含む火山影響等発生時における原子炬施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 <br> （1）火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関するこ と <br> （2）（1）に掲げるものの他，火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を泠却するた めに必要な設備の機能を維持するための対策に関すること <br> （3）（2）に掲げるものの他，火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炬心の著 しい損傷を防止するための対策に関すること <br> 3． 2 号炉について，各課長は，第 1 項（1）の要員に第 2 項の手順を遵守させる。 <br> 4． 2 号炉について，各課長は，第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ，第 1 項に定める事項につい て定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> 5．2号炉について，発電課長は，火山現象の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，発電管理課長に報告する。発電管理課長は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炬停止等の措置について協議する。 <br> 6．2号炬について，原子力部長は，火山現象に係る新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ※ 1：火山影響等発生時に行ら活動を含む（以下，本条において同じ。）。 | －運用の相違 <br> （女川では，第17 <br> 条関連の計画の承認者は発電所長と している。） |

## 



|  | 保安規定比較表 | り） <br> 実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （有毒ガス発生時の体制の整備） <br> 第17条の5 <br> 〔7号炉〕 <br> 技術計画GMは，発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」とい <br> う。）における有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための運転員及び緊急時対策要員（以下「運転•対処要員」という。）の防護のための活動 1 1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，安全総括部長の承認を得る。計画の策定にあたつては，添付2に示す「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 <br> （1）有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を行らために必要な要員の配置 に関すること <br> （2）有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること <br> （3）有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること <br> 2．各GMは，前項の計画に基づき，有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を実施する。 <br> 3．各GMは，第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要 な措置を講じ，技術計画GMに報告する。技術計画GMは，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> 4．当直長は，有毒ガスの影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断 した場合は，当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は，所長，原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置につ いて協議する。 <br> ※ 1：有毒ガス発生時に行ら活動を含む（以下，本条において同じ。）。 | （有毒ガス発生時の体制の整備（2号炉）） <br> 第17条の5 <br> 2号炉について，防災課長は，発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における原子炬施設の保全のための運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）（以下「運転•対処要員」という。）の防護のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。また，計画は，添付 $1-2$ に示す「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置 に関すること <br> （2）有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること <br> （3）有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること <br> 2．2号炬について，各課長は，前項の計画に基づき，有毒ガス発生時における運転•対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 <br> 3．2号炉について，各課長は，第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> 4．2号灲について，発電課長は，有毒ガスの影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，発電管理課長に報告する。発電管理課長は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 <br> ※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下，本条において同じ。）。 | －運用の相違 <br> （女川では，第17条関連の計画の承認者は発電所長と している。） |



## 保安規定比較表

| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 |
| :---: | :---: |
| （重大事故等発生時の体制の整備） | （重大事故等発生時の体制の整備（2号炬）） |
| 第17条の7 | 第17条の7 |
| 〔7号炉〕 |  |
| 社長は，重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生 | 戸について，社長は，重大事故に至るおそれのある事故または重大事故が発生した場合 |
| 時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行ら体制の整備にあたつて，財産（設備 | 下「重大事故等発生時」といら。）における原子炉施設の保全のための活動を行ら体制の整備にあた |
| 等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 | つて，財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める |
| 2．原子力運営管理部長は，添付 3 「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基漼」に示す重大事故等発生時における原子炬主任技術者の職務等について計画を定める。 | 2． 2 号炬について，原子力部長は，添付 $1-3$ 「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」 に示す重大事故等発生時における原子炬主任技術者の職務等について計画を定める。 |
| 3．防災安全GMは，第1項の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための |  |
| 活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また， | 全のための活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，所長の承認を得る。ま |
| 計画は，添付3江示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」 | た，計画は，添付 1 － 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定す る。 |
| （1）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な運転員，緊き | 重大事故等発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らために必要な重大事故等対 |
| 時対策要員及び自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担及び責任者の配置に関する事項 | 策要員＊1， 1 号炬運転員， 3 号炬運転員および初期消火要員（消防車隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担および責任者の配置に関する事項 |
| （2）重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項 | ）重大事故等 |
| ア．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって，あらかじめ力量の付与のための教专訓練を実施する ${ }^{(1)}$ こと | a．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって，あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する＊2こと |
| ．力量の維持向上のための | b |
| ウ．重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足す | 発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足 |
| と及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以 | 性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の碓認訓練 |
| 「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実 | 性の確認訓練」という。） |
| 成立性の碓認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の碓認を得て，所長の承認を得 ること | ．成立性の確認訓練の実施計画を作成し，原子炬主任技術者の確認を得て，所長の承認を得 |
| ，成立性の碓認訓練の結 | 韧練の結果を記録し，所長および原子炉主任技訹者に報告する |
| 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの確保，復旧作業及び支援等 の原子炉施設の保全のための活動，並びに必要な資機材の配備に関すること | 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの碓保，復旧作業，支援等原子炬施設の保全のための活動および必要な資機材の配備に関すること |
| －各GMは，重大事故等発生時における原子炬施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲 | 4． 2 号炉について，各課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うた |
| 事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたつては，添付3 に示す「重大事故等及 | 必要な次に揭げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたつては，添付 $1-3$ |
| 规模損壊対応に係る実施基漼」に従らとともに，重大事故等対処設備を使用する際の切替えの | 事故等および大規模損壊対応に係る実施基淮」に従らとともに，重大事故等対処設備 |
| 容易性を配慮し，第3項（1）の役割に応じた内 | る際の切替えの容易性を配慮し，第3項（1）の役割に応じた内容とする。 |
| ）重大事故等発生時におけ |  |
| （2）重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関する | と |
| （3）重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するため の対策に関すること | （3）重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するため の対策に関すること |
| 4）重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策 に関すること | （4）重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策 に関すること |
| （5）発生する有毒がスからの運転•対処要員の防護に関すること | 5）発生する有毒ガスからの運転•対処要員の防護に関するこ |
| 5．各GMは，第3項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を | 5． 2 号炬について，各課長は，第3項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保 |
| 実施するとともに，重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。 | 全のための活動を実施するとともに，重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。 |
| 6．各GMは，第5項の活動の実施結果をとりまとめ，第3項に定める事項について定期的に評価す | 6． 2 号炉について，各課長は，第5項の活動の実施結果をとりまとめ，第3項に定める事項につい |
| るとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災安全GMに報告する。防災安全GMは，管3項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ | 定期的に評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災 <br>  |



## 保安規定比較表

|  | 規定比較 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炬（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （大規模損壊発生時の体制の整備） | （大規模損壊発生時の体制の整備（2号炬）） |  |
| 第17条の8 | 第17条の8 |  |
| ［7号炬〕 |  |  |
| 防災安全GMは，大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる | 2号炬について，防災課長は，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテ |  |
| 原子炬施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」といら。）における原子炉 | ロリズムによる原子炬施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」といら。）に |  |
| 施設の保全のための活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，防災安全部長の | おける原子炬施設の保全のための活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，所 | －運用の相違 |
| 承認を得る。また，計画は，添付3 亿示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従 | 長の承認を得る。また，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施 | （女川では，第17 |
| い策定する。 | 基準」に従い策定する。 | 条関連の計画の承 |
| （1）大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な要員の配置に関すること | （1）大規模損壊発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らために必要な要員の配置に関すること | 認者は発電所長と している。） |
| （2）大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関 する次の事項 | （2）大規模損壊発生時における原子炬施設の保全のための活動を行ら要員に対する教育訓練に関 する次の事項 |  |
| ア．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたつて，あらかじめ力量の付与のための教奈訓練を実施する＊1こと | a ．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたつて，あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する＊1こと |  |
| 1．力量の維持向上のための教有訓練を年1回以上実施すること | b．力量の維持向上のための教有訓練を年1回以上実施すること |  |
| ウ．重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足す | 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足 |  |
| ることを確認するための訓練（以下，「技術的能力の碓認訓練」という。）を年 1 回以上実施 すること | することを確認するための訓練（以下，「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること |  |
| 工．技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の碓認を得て，所長の承認 を得ること | d．技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し，原子炬主任技術者の確認を得て，所長の承認 を得ること |  |
| オ．技術的能力の碓認訓練の結果を記録し，所長及び原子炉主任技術者に報告すること | e．技術的能力の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること |  |
| （3）大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な資機材の配備 に関すること | （3）大規模損壊発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らために必要な資機材の配備 に関すること |  |
| 2．各GMは，大規模損壞発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らために必要な次に揭 | 2． 2 号炬について，各課長は，大規模損壊発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らた |  |
| げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたつては，添付3に示す「重大事故等及 | 必要な㳄に揭げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたつては，添付 1－3 |  |
| び大規模損壊対応に係る実施基淮」に従う。 | す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基漼」に従ら。 |  |
| （1）大規模摃壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること | （1）大規模損壊発生時における大規模な火火災が発生した場合における消火活動に関すること |  |
| （2）大規模損壊発生時における炝心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること | 大規模損壊発生時における炬心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること |  |
| （3）大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること | （3）大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること |  |
| （4）大規模損壊発生時における使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著し い損傷を緩和するための対策に関すること | （4）大規模損壊発生時における使用济燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著 しい損傷を緩和するための対策に関すること |  |
| （5）大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に閔すること | （5）大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること |  |
| 3．各GMは，第 1 項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。 | 3． 2 号炉について，各課長は，第 1 項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，第1項（1）の要員に第2項の手順を遵守させる。 |  |
| 4．各GMは，第3項の活動の実施結果をとりまとめ，第1項に定める事項について定期的に評価す | 4． 2 号炬について，各課長は，第3項の活動の実施結果をとりまとめ，第 1 項に定める事項につい |  |
| るとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災安全GMに報告する。防災安全GMは， | て定期的に評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災 |  |
| 第 1 項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ る。 | 課長は，第1項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 |  |
| 5．原子力運営管理部長は，大規模損壊発生時における本社が行ら支援に関する活動を行ら体制の整 | 5． 2 号炉について，原子力部長は，大規模損壊発生時における本店が行ら支援に闗する活動を行ら |  |
| 備について計画を策定する。また，計画は，添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 | 体制の整備について計画を策定する。また，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 |  |
| 6．原子力運営管理部長は，第 5 項の計画に基づき，本社が行ら支援に関する活動を行らために必要 な体制の整備を実拖する。 | 6． 2 号炉について，原子力部長は，第 5 項の計画に基づき，本店が行ら支援に関する活動を行らた めに必要な体制の整備を実施する。 |  |



|  | 保安規定比較表 | 質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （電源機能等喪失時の体制の整備） <br> 第17条の9 <br> 〔 1 号炉， 2 号炉， 3 号炉， 4 号炉， 5 号炉及び 6 号炉〕 <br> 組織は，津波によって交流電源を供給する全ての設備，海水を使用して原子炉施設を冷却する全 ての設備及び使用済燃料プールを泠却する全ての設備の機能が喪失した場合，あるいは使用済燃料 プールの泠却水の維持が困難な場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の各号を含む計画を策定する。 <br> （1）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 <br> （2）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 <br> （3）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な可搬式発電機，可搬式動力ポンプ，ホース及びその他資機材の配備 <br> 2．組織は，前項の計画に基づき，電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施 する。 <br> 3．組織は，第 1 項及び第 2 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基 づき必要な措置を講じる。 | （電源機能等喪失時の体制の整備（3号炉）） <br> 第17条の9 <br> 3 号炉について，防災課長は，津波によって交流電源を供給する全ての設備，海水を使用して原子炉施設を泠却する全ての設備および使用済燃料プールを泠却する全ての設備の機能が喪失した場合ならびに使用済燃料プールの泠却水の維持が困難な場合（以下，「電源機能等喪失時」という。） における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し，所長の承認を得る。 <br> （1）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 <br> （2）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 <br> （3）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な電源車，ポン プ（消防ポンプ自動車に装備されているポンプを含む。），消火ホースおよびその他資機材の配備 <br> 2． 3 号炉について，各課長は，前項の計画に基づき，電源機能等喪失時における原子炉施設の保全 のための活動を実施する。 <br> 3． 3 号炬について，各課長は，第 2 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 | －運用の相違 <br> （女川では，第17条関連の計画の承認者は発電所長と している。） <br> －実施事項の明記 （女川では，第17条関連の第1項の計画の評価は計画作成課長が実施す る。） |


|  | 保安規定比較表 | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載笝所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炬（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （重大事故等発生時の体制の整備） <br> 第 17 条の 7 <br> 〔7号炉〕 <br> 社長は，重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行ら体制の整備にあたって，財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 <br> 2．原子力運営管理部長は，添付 3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。 <br> 3．防災安全GMは，第1項の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ら体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，防㷋安全部長の承認を得る。また，計画は，添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担及び責任者の配置に関する事項 <br> （2）重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項 <br> ア．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたつて，あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する ${ }^{*} 1$ こと <br> イ．力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること <br> ウ．重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足す ること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下，「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること <br> エ．成立性の確認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得 ること <br> オ．成立性の確認訓練の結果を記録し，所長及び原子炉主任技術者に報告すること <br> （3）重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの確保，復旧作業及び支援等 の原子炉施設の保全のための活動，並びに必要な資機材の配備に関すること <br> 4．各GMは，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行らために必要な次に掲 げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたっては，添付3に示す「重大事故等及 び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに，重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し，第3項（1）の役割に応じた内容とする。 <br> （1）重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること <br> （2）重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること <br> （3）重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するため の対策に関すること <br> （4）重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策 に関すること <br> （5）発生する有毒ガスからの運転•対処要員の防護に関すること <br> 5．各GMは，第3項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，重大事故等に対処する要員に第 4 項の手順を遵守させる。 | （重大事故等発生時の体制の整備（2号炬）） <br> 第 17 条の 7 <br> 2 号炬について，社長は，重大事故に至るおそれのある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炬施設の保全のための活動を行ら体制の整備にあた って，財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 <br> 2．2号炬について，原子力部長は，添付 $1-3$ 「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」 に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。 <br> 3．2号炬について，防淡課長は，第1項の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炬施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の各号を含む計画を策定し，所長の承認を得る。ま た，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基漼」に従い策定す る。 <br> （1）重大事故等発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らために必要な重大事故等対策要員＊1， 1 号炬運転員， 3 号炬運転員および初期消火要員（消防車隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）の役割分担および責任者の配置に関する事項 <br> （2）重大事故等に対処する要員に対する教有訓練に関する次の事項 <br> a．重大事故等対処施設の使用を開始するにあたつて，あらかじめ力量の付与のための教有訓練を実施する＊2こと <br> b．力量の維持向上のための教有訓練を年 1 回以上実施すること <br> c．重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足 することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練 （以下，「成立性の確認訓練」といら。）を年 1 回以上実施すること <br> d．成立性の碓認訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得 ること <br> e．成立性の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炬主任技術者に報告すること <br> （3）重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置，アクセスルートの確保，復旧作業，支援等 の原子炉施設の保全のための活動および必要な資機材の配備に関すること <br> 4． 2 号炉について，各課長は，重大事故等発生時における原子炬施設の保全のための活動を行らた めに必要な次に揭げる事項に関する手順を定める。また，手順を定めるにあたつては，添付 $1-3$ に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従らとともに，重大事故等対处設備 を使用する際の切替えの容易性を配慮し，第3項（1）の役割に応じた内容とする。 <br> （1）重大事故等発生時における灲心の著しい損傷を防止するための対策に関すること <br> （2）重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること <br> （3）重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するため の対策に関すること <br> （4）重大事故等発生時における原子炬停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策 に関すること <br> （5）発生する有毒ガスからの運転•対処要員の防護に関すること <br> 5． 2 号炉について，各課長は，第 3 項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに，重大事故等に対処する要員に第 4 項の手順を遵守させる。 | －運用の相違（女川で は，第17条関連 の計画の承認者は発電所長としてい る。） <br> －女川では，重大事故等対策要員に 2 号炬運転員を含む。 －TS－10 ジ参照 －別添 添付 1－3（1．重大事故等）（1）参照 $\qquad$ $\square$ |


|  | 保安規定比較表 | り） <br> （実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 6．各GMは，第5項の活動の実施結果をとりまとめ，第3項に定める事項について定期的に評価す るとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災安全GMに報告する。防災安全GMは，第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ る。 <br> 7．原子力運営管理部長は，第1項の方針に基づき，本社が行う支援に関する活動を行う体制の整備 として，次の各号を含む計画を策定する。また，計画は，添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）支援に関する活動を行らための役割分担及び責任者の配置に関すること <br> （2）支援に関する活動を行らための資機材の配備に関すること <br> 8．原子力運営管理部長は，第 7 項の計画に基づき，本社が行う支援に関する活動を行うために必要 な体制の整備を実施する。 <br> 9．原子力運営管理部長は，第7項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果 に基づき必要な措置を講じる。 <br> ※ 1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお，運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合 は，第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに実施する。 | 6．2号炉について，各課長は，第5項の活動の実施結果をとりまとめ，第3項に定める事項につい て定期的に評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> 7．2号炉について，原子力部長は，第 1 項の方針に基づき，本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として，次の各号を含む計画を策定する。また，計画は，添付 $1-3$ に示す「重大事故等 および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 <br> （1）支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること <br> （2）支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること <br> 8．2号炉について，原子力部長は，第 7 項の計画に基づき，本店が行う支援に関する活動を行うた めに必要な体制の整備を実施する。 <br> 9．2号炉について，原子力部長は，第 7 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> ※1：2号炬運転員を含む。特に断りがない場合は以下，本編において同様とする。 <br> $※ 2$ ：重大事故等対処設備を設置または改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお，運転員または重大事故等対策要員（運転員を除く。）を新 たに認定する場合は，第 12 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに実施する。 |  |

## 保安規定比較表

|  |  |
| :---: | :---: |


－小川 比进劝步






|  | 保安規定比較表 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 7．原子力運営管理部長は，第 6 項の実施内容を踏まえ，第 5 項に定める事項について定期的に評価 を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> ※ 1：重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し，大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車，化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を設置若しくは改造する場合，当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお，運転員，緊急時対策要員又は自衛消防隊を新た氾認定する場合は，第 12 条第 2 項及び第 4 項の体制に入るまでに実施する。 | 7． 2 号炬について，原子力部長は，第 6 項の実施内容を踏まえ，第 5 項に定める事項について定期的に評価を行らとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <br> ※ 1：重大事故等対処設備を設置または改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し，大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車および化学消防自動車を設置または改造する場合，当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお，運転員，重大事故等対策要員（連転員を除く。）または初期消火要員（消防車隊）を新た江認定する場合は，第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。 | －女川は泡原液を搭載した化学消防自動車を採用した。 TS－10 1957 ペー ジ参照 |




## 



| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| イ。安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 <br> （ア）外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練 <br> （イ）外部火災によるばい煙発生時及び有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止，換気空調系の停止又は中央制御室の再循環運転により，建屋内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止す ることについての教育訓練 <br> （ウ）森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練 <br> （エ）近隣の産業施設の火災•爆発から外部事象防護対象施設を防護するために，離隔距離を確保 すること等の火災防護に関する教育訓練 <br> ウ。火災が発生した場合の消火活動及び内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練 <br> （2）自衛消防隊による総合訓練 <br> 自衛消防隊に対して，火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。ま た，消防車隊に対して，同内容の訓練が実施されていることを確認する。 <br> （3）運転員に対する教育訓練 <br> 運転員に対して，火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。 <br> （4）消防訓練（防火対応） <br> 消火要員に対して，火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施する。また，消防車隊に対して，同内容の訓練が実施されていることを確認する。 <br> 1． 4 資機材の配備 <br> （1）防災安全GMは，化学消防自動車，泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備す る。 <br> （2）各GMは，火災防護対策のために必要な資機材を配備する。 <br> 1． 5 手順書の整備 <br> （1）防災安全GMは，原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。 <br> ア．火災防護対策を実施するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理に必要な要員の確保及び教育訓練，火災発生防止のための活動，火災防護設備の施設管理，点検及び火災情報の共有化等 <br> イ。原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画を考慮 した火災の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策 <br> ウ。重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止，火災の早期感知及び消火の 2 つの深層防護の概念に基づく火災防護対策 <br> エ，その他の原子炉施設については，消防法，建築基準法，日本電気協会電気技術規程•指針に基 づき設備に応じた火災防護対策 <br> 才，安全施設を外部火災から防護するための運用等 <br> （2）防災安全GMは，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制 の整備として，以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 <br> ア．消火活動 <br> 各GMは，火災発生現場の確認及び中央制御室への連絡並びに消火器，消火栓等を用いた消火活動を実施する。 | b．安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 <br> （a）外部火災発生時の予防散水に関する教育訓練 <br> （b）外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止，換気空調系の停止または中央制御室の事故時運転モードにより，建屋内へのばい煙および有毒ガスの <br> 侵入を防止することについての教育訓練 <br> （c）森林火災から外部事象防護対象施設を防護するための防火帯の点検等に係る教育訓練 <br> （d）近隣の産業施設の火災•爆発から外部事象防護対象施設を防護するために，離隔距離を確保 すること等の火災防護に関する教育訓練 <br> c．火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練 <br> （2）自衛消防隊による総合訓練 <br> 防災課長は，自衛消防隊に対して，火災発生時における消火活動等に関する総合的な訓練を実施する。また，消防車隊に対して，同内容の訓練が実施されていることを確認する。 <br> （3）運転員に対する教育訓練 <br> 発電管理課長は，運転員に対して，火災発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。 <br> （4）消防訓練（防火対応） <br> 防災課長は，初期消火要員に対して，火災発生時における初期消火活動に関する訓練を実施す る。また，消防車隊に対して，同内容の訓練が実施されていることを確認する。 <br> 1． 4 資機材の配備 <br> （1）防災課長は，化学消防自動車，泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。 <br> （2）各課長は，火災防護対策のために必要な資機材を配備する。 <br> 1． 5 手順書の整備 <br> （1）防災課長は，原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画 に以下の項目を含める。 <br> a．火災防護対策を実施するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理に必要な要員の確保および教育訓練，火災発生防止のための活動，火災防護設備の施設管理，点検および火災情報の共有化等 <br> b．原子炉施設の安全機能を有する構築物，系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の 3 つの深層防護 の概念に基づく火災防護対策 <br> c．重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止，火災の早期感知および消火の 2 つの深層防護の概念に基づく火災防護対策 <br> d．その他の原子炉施設については，消防法，建築基準法，日本電気協会電気技術規程•指針に基 づき設備に応じた火災防護対策 <br> e．安全施設を外部火災から防護するための運用等 <br> （2）防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 <br> a．消火活動 <br> 各課長は，火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器，消火栓等を用いた消火活動を実施する。 |  |


| 保安規定比較表 $\quad \begin{aligned} & \text { 赤字：設備，運用等の相違 } \\ & \text { 緑字：記載表現，記盏箇所，} \\ & \text { 下線：旧条文からの変更箇所 }\end{aligned}$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| イ．消火設備故障時の対応 <br> 当直長は，消火設備の故障警報が発信した場合，中央制御室及び必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。 <br> ウ．消火設備のうち，自動ガス消火設備を設置する火災区域又は火災区画における火災発生時の対応 <br> （ア）当直長は，火災感知器が作動した場合，火災区域又は火災区画からの退避警報，自動ガス消火設備の動作状況の確認を実施する。 <br> （イ）当直長は，自動ガス消火設備の動作後の消火状況の確認，消火状況を踏まえた消火活動の実施，プラント運転状況の確認等を実施する。 <br> エ。消火設備のらち，手動操作による固定式ガス消火設備を設置する火災区域又は火災区画におけ る火災発生時の対応 <br> （ア）当直長は，火災感知器が作動し，火災を確認した場合，消火活動を実施する。 <br> （イ）当直長は，消火が困難な場合，職員の退避確認後に固定式ガス消火設備を手動操作により動作させ，その動作状況，消火状況，プラント運転状態の確認等を実施する。 <br> オ，格納容器内における火災発生時の対応 <br> 当直長は，原子炉の起動中及び原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合 には，消火器等による消火活動，消火状況の確認，プラント運転状況の確認及び必要な運転操作等を実施する。 <br> カ。単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤 1 面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。） <br> （ア）当直長は，中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し，火災を確認した場合 は，常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施 する。火災の発生箇所が特定できない場合を想定し，サーモグラフィカメラ等，火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施する。 <br> （イ）当直長は，煙の充満により運転操作に支障がある場合，火災発生時の煙を排気するため，排煙設備を起動する。 <br> キ。水素濃度検知器が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応 <br> 当直長は，換気空調設備の運転状態の確認及び換気空調設備の追加起動や切替え等を実施す る。 <br> ク．火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動固定式ガス消火設備による消火後，消火要員が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合 は，十分に冷却時間を確保した上で，可搬型排煙装置を準備し，扉を開放，換気空調系，可搬型排煙装置により換気し入室する。 | b．消火設備故障時の対応 <br> 発電課長は，消火設備の故障警報が発信した場合，中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。 <br> c．消火設備のうち，自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応 <br> （ a ）発電課長は，火災感知器が作動した場合，火災区域または火災区画からの退避警報，自動消火設備の動作状況の確認を実施する。 <br> （b）発電課長は，自動消火設備の動作後の消火状況の確認，消火状況を踏まえた消火活動の実施， プラント運転状況の確認等を実施する。 <br> d．消火設備のうち，手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応 <br> （ a ）発電課長は，火災感知器が作動し，火災を確認した場合，消火活動を実施する。 <br> （b）発電課長は，消火が困難な場合，職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作 させ，その動作状況，消火状況，プラント運転状態の確認等を実施する。 <br> e．格納容器内における火災発生時の対応 <br> 発電課長は，原子炉の起動中および原子炉が冷温停止中の格納容器内において火災が発生した場合には，消火器等による消火活動，消火状況の確認，プラント運転状況の確認および必要な運転操作等を実施する。 <br> f。単一故障も想定した中央制御室盤内における火災発生時の対応（中央制御室の制御盤 1 面の機能が火災により全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。） <br> （ a ）発電課長は，中央制御室盤内の高感度煙検出設備により火災を感知し，火災を確認した場合 は，常駐する運転員による二酸化炭素消火器を用いた消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生箇所が特定できない場合を想定し，サーモグラフィカメラ等，火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い，プラント運転状況の確認等を実施 する。 <br> （b）発電課長は，煙の充満により運転操作に支障がある場合，火災発生時の煙を排気するため，排煙設備を起動する。 <br> g．水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応 <br> 発電課長は，換気空調設備の運転状態の確認，換気空調設備の追加起動または切替え等を実施 する。 <br> h．火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動固定式消火設備による消火後，自衛消防隊が消火の確認のためにポンプ室へ入室する場合は，十分に冷却時間を確保した上で，可搬型排煙装置を準備し，扉を開放，換気空調系，可搬型排煙装置により換気し入室する。 | －TS－71 格納容器内 <br> の火災防護につい て <br> －女川：電気機器への影響を考慮した二酸化炭素消火器の使用を明確化 TS－10 562 ページ参照 <br> －運用の相違（女川で は消火確認は初期消火要員の対応に限定しておらず，初期消火要員を含 む自衛消防隊で消火確認を行う。） TS－10 494， 495 ペ ージ参照別紙＿添付 1－2（1．火災）（2）参照 |

## 保安規定比較表

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所
差異理由
•設備設計の相違（柏



| 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） |
| :--- |
| 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） |
| 下線：旧条文からの変更箇所 |


|  |  |
| :---: | :---: |



赤字：設備，運用等の相違（実啠的な相違あり）
緑字：記戴表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所
差異理由
TS－10 602 ページ
別紙＿添付 1－2（2．
内部溢水）（2）参照
鉎的安养归次排 60蹈素
$0 \mathrm{I}-\mathrm{SL}$
（7！



赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現，記載箇所，等，名称の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更䓢所

（6）緊急時対策所の居住性確保に関する対策

| （6）緊急時対策所の居住性確保に関する対策 <br> 火山影響等発生時において 5 号炉原子炬建屋内緊急時対策所扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を碓保する。 <br> ア．緊急時対策所の居住性碓保各GMは，5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所扉を開放する。 | 6）緊急時対策所の居住性確保に関する対策 <br> 各課長は，火山影響等発生時において緊急時対策建屋内の扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を碓保する。 |
| :---: | :---: |
| （ア）手順着手の判断基漼 | a．手順着手の判断基漼 |
| 気象庁が発表する降圧予報（「速報」又は「詳細」）により柏崎刈羽原子力発電所を含む地域 （柏崎市，刈羽村）への「多量」の降圧が予想された場合，気象庁が発表する噴火汇関する火山 | 気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により女川原子力発電所を含む地域（女川町，石巻市）への「多量」の降灰が予想された場合，気象庁が発表する噴火に関する火山観測 |
| 観測報において，地理的領域（発電所敷地から半径 160 km ）内の火山に獍火が確認された | 報において地理的領域（発電所敷地から半径 160 km ）内の火山に嘖火が確認されたが噴火後 |
| が，噴火後 10 分以内に降圧予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予相された場合 | 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想 |
|  | なお，その後降有予報が発表され，発電所への降圧が「多量」来满もしくは範囲外となった場合は，体制を解除する。 |
| （7）通信連絡設備に閵する対策 | （7）通信連絡設備に関する対策 |
| 火山影響等発生時における通信連絡について，降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複 | 火山影響等発生時における通信連絡について，降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複 |
| 数手段碓保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機の機能が喪失した場合にお | 数手段碓保することにより機能を確保する。非常用ディーゼル発電機の機能が喪失した場合にお |
| いては， 7 号炉タービン建屋内朼配置した 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備か | いては，電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。 |
| ら5号炉原子炬建屋内緊急時対策所内の通信連絡設備へ給電する。 | 火山影響等発生時にはフィルタの取替え・清掃が容易なフィルタコンテナを接続する。 |
| ア． 5 号炬原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の準備作業各GMは，5号炬原子炬建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を降下火硤物の影響を受けるこ とのない 7 号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。 |  |


赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所























## 

## （8）代替設備の確保

| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { (7) ア. } \\ \\ \text { イ. } \end{gathered}$ | 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の準備作業及び給電作業 ${ }^{*}$ 2 | 緊急時対策要員 | 6 | 85 分 |
| （4）イ． <br> （5）イ． | フィルタ装置水位調整準備 （排水ポンプ水張り） | 緊急時対策要員 | 2 | 60 分 |


（10）施設管理，点検
各GMは，降下火砤物防護対策施設について，その要求機能を維持するため，施設管理計画に基 づき適切に施設管理，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行ら。
赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からら変更箇所


3． 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置
発電課長は，火山影響等および積雪の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能
性があると判断した場合は，発電管理課に長に報告する。発電管理課長は，所長，原子炉主任技術者
および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。
（1）火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準
a．火山影響等発生時において，発電所を含む地域（女川町，石巻市）に降灰予報「多量」が発表さ
b．発電所
58 条に定める外部電源 5 回線のうち， 3 回線以上が動作不能となり，動作可能な外部電源が 2
回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）または全ての外部電源が他の回線に対し独立性回線以下となった場合（送電線の点検時を含む。）または全ての外部電源が他の回線に対し独立性
を有していない場合
3． 7 その他関連する活動
（1）原子力部長は，以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。
a．新たな知見の収集，反映
原子力部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の火山現象の評
価を行い，必要な事項を適切に反映する。

## 保安規定比較表

（1）各GMは，3．1項から3．4項の活動の実施結果について， 1 年に 1 回以上定期的に評価を 3． 5 定期的な評価
． 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置
当直長は，火山影響等及び積雪の影響により，原子炬施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性が理部長は，所長，原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等 の措置について協議する。
（1）火山影響等発生時における原子炬停止の判断基準
ア．火山影響等発生時において，発電所を含む地域（柏崎市，刈羽村）に降灰予報「多量」が発表
された場合
イ・発電所より半径 160 km 以内の火山が噴火したが，降灰予報が発表されない場合において，

． 7 その他関連する活動
（1）原子力設備管理部長は，以下の活動を実施することをマニュアルに定める。
ア．新たな知見の収集，反映
$\quad$ 原子力設備管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の火山
現象の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。

|  | 保安規定比較表 | 質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 4．地 震 <br> 技術計画GMは，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の 4．1 項から 4．4 項を含む計画を策定し，安全総括部長の承認を得る。また，各GMは，計画に基づき，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順 の整備を実施する。 <br> 4． 1 要員の配置 <br> （1）防災安全GMは，災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合 に備え，必要な要員を配置する。 <br> （2）防災安全GMは，原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え，第108条に定める必要な要員を配置する。 | 4．地 震 <br> 防災課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の 4． 1 項から 4．4 項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。また，各課長は，計画に基づき，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施 する。 <br> 4． 1 要員の配置 <br> （1）防災課長は，災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備 え，必要な要員を配置する。 <br> （2）防災課長は，原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え，第108条 に定める必要な要員を配置する。 <br> （3）防災課長は，地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失した場合に備え，必要な要員を配置する。 | －計画の承認者の相違（女川では所長 が承認者） <br> －体制の相違（女川で は地下水位低下設備の対応する要員 を配置） TS－10 1097 ペー |
| 4． 2 教育訓練の実施 <br> 技術計画GMは，地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 <br> （1）全所員に対して，地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 <br> （2）運転員に対して，地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。 <br> 4．3資機材の配備 <br> 各GMは，地震発生時に使用する資機材を配備する。 | 4． 2 教育訓練の実施 <br> 地震発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的に実施する。 <br> （1）防災課長は，全所員に対して，地震発生時の運用管理に関する教育訓練を実施する。 <br> （2）発電管理課長は，運転員に対して，地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。 <br> 4． 3 資機材の配備 <br> （1）各課長は，地震発生時に使用する資機材を配備する。 <br> （2）防㚐課長は，地下水位低下設備の機能品失時におうける地下水の排水措置ますよび復旧に使用する | ジ参照 <br> －女川は地下水位低下設備に使用する資機材も含まれ る。 |
| 4． 4 手順書の整備 <br> （1）技術計画GMは，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制 の整備として，以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 <br> ア．波及的影響防止に関する手順 <br> （ア）各GMは，波及的影響を防止するよう現場を維持するため，7号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 <br> （イ）各GMは，7号炉の機器•配管等の設置及び点検資材等の仮設•仮置時における，耐震重要施設（耐震 S クラス施設）及び常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又 は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）並びにこれらが設置される重大事故等対処施設（以下，「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設 ${ }^{1}$ の波及的影響（ 4 つの観点 ${ }^{2}$ 2及 び溢水•火災の観点）を防止する。 <br> ※ 1 ：耐震重要施設等以外の施設をいう。 <br> ※2：4つの観点とは，以下をいう。 | 4． 4 手順書の整備 <br> （1）防災課長は，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 <br> a．波及的影響防止に関する手順 <br> （ a ）各課長は，波及的影響を防止するよう現場を維持するため， 2 号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 <br> （b）各課長は，2号炉の機器•配管等の設置および点検資材等の仮設•仮置時における，耐震重要施設（耐震S クラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） または常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）ならびにこれらが設置される重大事故等対処施設（以下「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設※1の波及的影響（4つの観点 2および溢水•火災の観点）を防止する。 <br> ※ 1：耐震重要施設等以外の施設をいう。 <br> ※2：4つの観点とは，以下をいう。 |  |


| 保安規定比較表 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| a．設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 <br> b 。耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響 <br> c．建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響 <br> d．建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響 <br> イ．設備の保管に関する手順 <br> （ア）各GMは，7号炉の可搬型重大事故等対処設備について，地震による周辺斜面の崩壊•溢水•火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう，固縛措置，分散配置，転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。 <br> （イ）各GMは，7号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち，屋外の車両型設備等について，離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。 <br> ウ。地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 <br> 各 GMは，発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> エ．代替設備の確保 <br> 各GMは，地震の影響により，安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して，代替設備による必要な機能の確保，安全上支障のない期間における補修の実施等により，安全機能を維持する。 | i ．設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響 <br> ii ．耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響 <br> iii．建屋内における下位クラス施設の損傷，転倒および落下等による耐震重要施設等への影響 <br> iv．建屋外における下位クラス施設の損傷，転倒および落下等による耐震重要施設等への影響 <br> b ．設備の保管に関する手順 <br> （a）各課長は，2号炉の可搬型重大事故等対処設備について，地震による周辺斜面の崩壊•溢水•火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう，固縛措置，分散配置，転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。 <br> （b）各課長は，2号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち，屋外の車両型設備等について，離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。 <br> c．地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 <br> 各課長は，発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 <br> d．代替設備の確保 <br> 各課長は，地震の影響により，安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して，代替設備による必要な機能の確保，安全上支障のない期間における補修の実施等により，安全機能を維持する。 <br> e 。地下水位低下設備の機能喪失時の対応 <br> （a）発電課長は，防災課長に可搬型ポンプユニットによる排水措置を依頼する。また，発電課長 は，第57条に基づき必要に応じて原子炉を停止する。 <br> （b）防災課長は，第 5 7 条に基づき可搬型ポンプユニットによる排水措置を実施する。 <br> （c）防災課長は，屋外排水路の排水異常により，地表面での滞水が確認された場合は，仮設ホー スの敷設等による対応を行い，排水経路の確保を行う。 <br> f．地下水位上昇時の原子炉施設への影響確認 <br> 各課長は，地下水位が設計用地下水位を超過したおそれがあることを確認した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 <br> g 。地下水位低下設備の施設管理，点検 <br> 原子炉課長，電気課長，計測制御課長および土木課長は，地下水位低下設備の要求機能を維持 するため，施設管理計画に基づき適切に施設管理，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。 <br> h．地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認 <br> （ a ）土木課長は，地下水位の観測記録がを一定期間取得し，設計用地下水位を下回ることの妥当性を確認する。 <br> （ b ）土木課長は，地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置•撤去等を行う場合，設計用地下水位への影響確認を行う。 | －設備，運用の相違 <br> （女川では地下水位低下設備の機能機能喪失時の対応 を記載） <br> －運用の相違（女川で は地下水位上昇時 の影響確認を記載） <br> －設備，運用の相違 （女川では地下水位低下設備の施設管理等を記載） <br> －設備，運用の相違 （女川では地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認を記載） TS－10 1097 ペー ジ参照別紙＿添付 1－2（4．地震）（1）（2）参照 |

赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文から変更箇所

| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4． 5 定期的な評価 <br> （1）各GMは，4．1項から4．4項の活動の実施結果について，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて，計画の見直しを行い，技術計画GMに報告する。 <br> （2）技術計画GMは，各GMからの報告を受け，必要に応じて，計画の見直しを行う。 <br> 4． 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 <br> 当直長は，地震の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は，所長，原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置につい て協議する。 <br> 4． 7 その他関連する活動 <br> （1）7号炉について，原子力設備管理部長は，以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 <br> ア．新たな知見等の収集，反映 <br> 原子力設備管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合，耐震安全性に関する評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 <br> イ。波及的影響防止 <br> 原子力設備管理部長は，4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 <br> ウ。地震観測及び影響碓認 <br> （ア）原子力設備管理部長は，7号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して，地震観測等により振動性状の把握及び土木設備•建築物の機能に支障のないことの確認を行うととも に，適切な観測を継続的に実施するために，必要に応じ，地震観測網の拡充を計画する。 <br> （イ）原子力設備管理部長は，7号炉の原子炉施設のらち安全上特に重要なものに対する振動性状 の確認結果を受けて，その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。 | 4． 5 定期的な評価 <br> （1）各課長は，4．1項から4．4項の活動の実施結果について，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて，計画の見直しを行い，防災課長に報告する。 <br> （2）防災課長は，各課長からの報告を受け，必要に応じて，計画の見直しを行う。 <br> 4． 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 <br> 発電課長は，地震の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断し た場合は，発電管理課長に報告する。発電管理課長は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炬停止等の措置について協議する。 <br> 4． 7 その他関連する活動 <br> （1）2号炉について，原子力部長は，以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 <br> a．新たな知見等の収集，反映 <br> 原子力部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合，耐震安全性に関する評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 <br> b．波及的影響防止 <br> 原子力部長は，4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 <br> C．地震観測および影響確認 <br> （a）原子力部長は，2号炬の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して，地震観測等によ り振動性状の把握および土木設備•建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに，適切な観測を継続的に実施するために，必要に応じ，地震観測網の拡充を計画する。 <br> （b）原子力部長は，2号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて，その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。 |  |


赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

| 差異理由 |
| :---: |
| る運用とする。 |
| $\mathrm{TS}-40 \quad 13$ ページ参 |
| 照 |

軍用の相違（柏崎で


 て十分な構造強度
 め，貯留堰に対し
ての漂流物化対策
 は不要。）
設備の相違 は防潮壁鋼製扉も

 TS－47 添付 1－2「火
災，内部溢水，火山




|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 <br> 5． 7 その他関連する活動 <br> （1）原子力設備管理部長は，以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 <br> ア，新たな知見の収集，反映 <br> 原子力設備管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合，耐津波安全性に関する評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 | 連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 <br> 5． 7 その他関連する活動 <br> （1）原子力部長は，以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 <br> a 新たな知見の収集，反映 <br> 原子力部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合，耐津波安全性 に関する評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 |  |



| 保安規定比較表 $\quad \begin{aligned} & \text { 赤字：設備，運用等の相違（実質的 } \\ & \text { 緑字：記載表現，記盏所，名称 } \\ & \text { 下線：旧条文からの変更箇所 }\end{aligned}$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （2）竜巻の襲来が予想される場合の対応 <br> ア．各GMは，車両に関して停車している場所に応じて退避又は固縛することにより飛来物となら ない管理を実施する。 <br> イ．各GMは，炉心変更，原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業及び屋外におけるク レーン作業を中止する。 | （2）竜巻の襲来が予想される場合の対応 <br> a．各課長は，車両に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とな らない管理を実施する。 <br> b．各課長は，屋外におけるクレーン作業を中止し，海水ポンプ室門型クレーンについては，停留位置に固定する。 | 屋外におけるクレ ーン作業とは，屋外の全てのクレー ン作業が対象とな る。 <br> 設備の相違による運用の相違（柏崎 は使用済燃料プー ルのあるエリアに にブローアウトパ ネルを設置してい るため，ブローア ウトパネル開放状態においても，近傍の外部事象防護対象施設に転倒に よる影響を及ぼさ ないよう，燃料取扱作業を中止する運用としている。女川は当該エリア にブローアウトパ ネルを設置してお らず，使用済燃料 プールのあるエリ アへの竜巻影響に ついては建屋によ り防護されるた め，同様の運用は実施しない。なお，柏崎と同様の機能 を持つ，女川の原子炬建屋原子炬棟 のブローアウトパ ネル開口部付近に外部事象防護対象施はない。） <br> 別紙＿添付 1－2（6．竜巻）（1），（2）参照 |


| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| ウ．当直長は，外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また，各GMは，外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 <br> （3）代替設備の確保 <br> 各GMは，竜巻の襲来により，安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して，代替設備による必要な機能の確保，安全上支障のない期間における補修の実施等により，安全機能を維持する。 <br> （4）竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 <br> 各GMは，発電所敷地内に竜巻が発生した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> （5）施設管理，点検 <br> 各GMは，竜巻防護対策施設について，その要求機能を維持するために，施設管理計画に基づ き適切に施設管理，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。 <br> 6． 5 定期的な評価 <br> （1）各GMは，6．1 項から6．4項の活動の実施結果について， 1 年に 1 回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて，計画の見直しを行い，技術計画GMに報告する。 <br> （2）技術計画GMは，各GMからの報告を受け，必要に応じて，計画の見直しを行う。 <br> 6．6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 <br> 当直長は，竜巻の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は，所長，原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置につい て協議する。 <br> 6． 7 その他関連する活動 <br> （1）原子力設備管理部長は，以下の活動を実施することをマニュアルに定める。 <br> ア．新たな知見の収集，反映 <br> 原子力設備管理部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の竜巻 の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 | c．発電課長は，外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の閉止状態を確認する。また，各課長は，外部事象防護対象施設を内包する区画に設置する扉の開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 <br> （3）代替設備の確保 <br> 各課長は，竜巻の襲来により，安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して，代替設備による必要な機能の確保，安全上支障のない期間における補修の実施等により，安全機能を維持する。 <br> （4）竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 <br> 各課長は，発電所敷地内に竜巻が発生した場合は，事象収束後，原子炬施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 <br> （5）施設管理，点検 <br> 各課長は，竜巻防護対策施設について，その要求機能を維持するために，施設管理計画に基づ き適切に施設管理，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。 <br> 6． 5 定期的な評価 <br> （1）各課長は，6．1 項から6．4項の活動の実施結果について， 1 年に 1 回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるように必要に応じて，計画の見直しを行い，防災課長に報告する。 <br> （2）防災課長は，各課長からの報告を受け，必要に応じて，計画の見直しを行う。 <br> 6． 6 原子灲施設の災害を未然に防止するための措置 <br> 発電課長は，竜巻の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断し た場合は，発電管理課長に報告する。発電管理課長は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子灲停止等の措置について協議する。 <br> 6． 7 その他関連する活動 <br> （1）原子力部長は，以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 <br> a．新たな知見の収集，反映 <br> 原子力部長は，定期的に新たな知見の確認を行い，新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 | －運用の相違（女川 は，海水ポンプ室門型クレーンにつ いては，外部事象防護対象施設に影響を及ぼし得るた め，停留位置に固定することを明記） <br> －TS－47 添付 1－2「火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒 ガス対応に係る実施基準」のうち施設管理点検に関す る記載について」 |


7． 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置
イ．有毒ガス発生時の防護に関する手順
整備の対策を実施する。

$$
\text { 7. } 5 \text { 定期的な評価 }
$$

（ウ）各GMは可動源の輸送ルートについて，運転員及び緊急時対策所内で指示を行う要員の吸気
中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施 する。
（2）技術計画GMは，各GMからの報告を受け，必要に応じて，計画の見直しを行う。
当直長は，有毒ガスの影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断 した場合は，当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は，
所長，原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置につ
いて協議する。

## 保安規定比較表



| 名 |  | 称 | 消火水槽（第 1，2号機共用） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 容 | 量 | $\mathrm{m}^{3}$／個 | 110以上（110） |
| 個 | 数 | － | 1 |
| 【設定根拠】 <br> （概要） <br> 火災防護設備として使用する消火水槽（第1，2号機共用）は，以下の機能を有する。 <br> 設計基準対象施設として使用する消火水槽（第1，2号機共用）は，火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう，火災の影響を限定し，早期の消火を行うための水源として設置する。 <br> 系統構成は，消火水槽（第1，2号機共用）を水源として，電動機駆動消火ポンプ（第 1,2 号機共用）により，火災防護設備（屋内水消火系）へ消火用水を供給できる設計とする。 |  |  |  |

1．容量の設定根拠
設計基準対象施設として使用する消火水槽（第1，2号機共用）の容量は，消防法施行令第 11条＊1及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準＊2に基づき31．2 $\mathrm{m}^{3} /$ 個とする。また，屋内の消火用水供給系の水源は第1号機，第2号機で共用であるため，第1号機，第2号機においてそれぞれで単一の火災が同時に発生し，屋内消火栓による放水を実施した場合に必要となる水量 $62.4 \mathrm{~m}^{3}{ }^{* 3}$ を上回る $110 \mathrm{~m}^{3} /$ 個以上とする。

公称値については，要求される容量を上回る $110 \mathrm{~m}^{3} /$ 個とする。
2．個数の設定根拠
設計基準対象施設として使用する消火水槽（第1，2号機共用）は，発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数として1個設置する。また，多重性を備えた設計とす るため消火水タンクを設置する。

注記 $* 1$ ：屋内消火栓設備必要水量（消防法施行令第 11 条第 3 項第一另二）屋内消火检必要水量 $=130 \mathrm{~L} / \mathrm{min} \times 2$（個の消火栓）$=260 \mathrm{~L} / \mathrm{min}$

$$
=15.6 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}
$$

＊2：実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準
連続放水能力 2 時間以上（ $31.2 \mathrm{~m}^{3}$ ）
屋内消火栓設備必要水量 $=15.6 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h} \times 2 \mathrm{~h}=31.2 \mathrm{~m}^{3}$
＊3：第 1 号機，第 2 号機においてそれぞれ単一の火災が同時に発生し，屋内消火栓に よる放水を実施した場合に必要となる水量
第 1 号機 $31.2 \mathrm{~m}^{3}$＋第 2 号機 $31.2 \mathrm{~m}^{3}$＝必要水量 $62.4 \mathrm{~m}^{3}$

| 名 | 称 | 消火水タンク |
| :---: | :---: | :---: |
| 容 量 | $\mathrm{m}^{3}$／個 | 110以上（130） |
| 最高使用圧力 | MPa | 静水頭 |
| 最高使用温度 | ${ }^{\circ} \mathrm{C}$ | 40 |
| 個 数 | － | 1 |
| 【設定根拠】 <br> （概要） |  |  |

火災防護設備として使用する消火水タンクは，以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する消火水タンクは，火災により発電用原子炉施設の安全性 が損なわれないよう，火災の影響を限定し，早期の消火を行うための水源として設置する。

系統構成は，消火水タンクを水源として，電動機駆動消火ポンプ（第1，2号機共用）によ り，火災防護設備（屋内水消火系）—消火用水を供給できる設計とする。

1．容量の設定根拠
設計基準対象施設として使用する消火水タンクの容量は，消防法施行令第11条＊1及び実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準＊2に基づく $31.2 \mathrm{~m}^{3} /$ 個を上回る 110 $\mathrm{m}^{3}$／個以上とする。

公称値については，要求される容量を上回る $130 \mathrm{~m}^{3} /$ 個とする。

2．最高使用圧力の設定根拠
設計基準対象施設として使用する消火水タンクの最高使用圧力は，開放タンクであるため静水頭とする。

3．最高使用温度の設定根拠
設計基準対象施設として使用する消火水タンクの最高使用温度は，設置場所が屋外であり開放タンクであることから，外気の温度 ${ }^{3}$ を上回る $40^{\circ} \mathrm{C}$ とする。

4．個数の設定根拠
設計基準対象施設として使用する消火水タンクは，発電所内で発生した火災を早期に消火 するために必要な個数として1個設置する。また，多重性を備えた設計とするため消火水槽 （第1，2号機共用）を設置する。

$$
\begin{gathered}
\hline \text { 注記 } * 1: \text { 屋内消火栓設備必要水量 (消防法施行令第 } 11 \text { 条第 } 3 \text { 項第一号二) } \\
\text { 屋内消火栓必要水量 }=130 \mathrm{~L} / \mathrm{min} \times 2 \text { (個の消火栓) }=260 \mathrm{~L} / \mathrm{min} \\
\\
=15.6 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}
\end{gathered}
$$

＊2：実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準連続放水能力 2 時問以上（ $31.2 \mathrm{~m}^{3}$ ）
屋内消火栓設備必要水源量 $=15.6 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h} \times 2 \mathrm{~h}=31.2 \mathrm{~m}^{3}$
＊ 3 ：外気の温度は，原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す日最高気温である 8月の $37^{\circ} \mathrm{C}$（石巻特別地域気象観測所 $36.8^{\circ} \mathrm{C}$（8 月），大船渡特別地域気象観測所 $37.0^{\circ} \mathrm{C}$（8月））とする。

| 名 |  | 称 |
| :--- | :---: | :---: |
| 容 | $\mathrm{m}^{3} /$ 個 | 屋外消火系消火水タンク |
| 最高使用圧力 | MPa | 100 以上 $(130)$ |
| 最高使用温度 | ${ }^{\circ} \mathrm{C}$ | 静水頭 |
| 個 | 数 | - |

【設定根拠】
（概要）
火災防護設備として使用する屋外消火系消火水タンクは，以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクは，火災により発電用原子炬施設の安全性が損なわれないよう，火災の影響を限定し，早期の消火を行う ための水源として設置する。
系統構成は，屋外消火系消火水タンクを水源として，屋外消火系電動機駆動消火 ポンプ及び屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプにより，火災防護設備（屋外水消火系）へ消火用水を供給できる設計とする。

1．容量の設定根拠
設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクの容量は，消防法施行令第 19 条＊${ }^{1}$ 及び実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 ${ }^{* 2}$ に基づく $84 \mathrm{~m}^{3} /$ 個を上回る $100 \mathrm{~m}^{3} /$ 個以上とする。

公称値については，要求される容量を上回る $130 \mathrm{~m}^{3} /$ 個とする。

2．最高使用圧力の設定根拠
設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクの最高使用圧力は，開放タンクであるため静水頭とする。

3．最高使用温度の設定根拠
設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクの最高使用温度は，設置場所が屋外であり開放タンクであることから，外気の温度＊3を上回る $40^{\circ} \mathrm{C}$ とする。

4．個数の設定根拠
設計基準対象施設として使用する屋外消火系消火水タンクは，発電所内で発生し た火災を早期に消火するために，また，多重性を碓保できるよう2個設置する。

注記＊1：屋外消火栓設備必要水量（消防法施行令第19条第3項第四号）
屋外消火栓必要水量 $=350 \mathrm{~L} / \mathrm{min} \times 2$（個の消火栓）

$$
=700 \mathrm{~L} / \mathrm{min}=42 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}
$$

＊2：実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準連続放水能力 2 時間以上（ $84 \mathrm{~m}^{3}$ ）屋外消火栓設備必要水源量 $=42 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h} \times 2 \mathrm{~h}=84 \mathrm{~m}^{3}$
＊ $3:$ 外気の温度は，原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す日最高気温． である 8 月の $37^{\circ} \mathrm{C}$（石巻特別地域気象観測所 $36.8^{\circ} \mathrm{C}$（ 8 月），大船渡特別地域気象観測所 $37.0^{\circ} \mathrm{C}$（8月））とする。

| 設直変更許可中詰書【本文】 <br> R4．6．1 許可堲点 | 上济文書（設直変更許可中請書）から【1．6 火災助護に関する基本方針，1．8．9 外部火 <br> 設圆変更許可中語書【添付書䫅八】 <br> R4． 6.1 許可時点 <br>  <br>  とLて，最も分離部離を硉保しなければならない㭗なし <br>  <br> 設計する。その䛧のケーブルトレイ間については <br>  <br>  <br> 一方，中央制酎崔床下ケーフルビットは，アナログ式 <br>  <br>  む，安全录区分の買なるケーフルについては，非安全系 <br>  <br>  <br> （2）电気宰 <br>  <br> （3）蓄菓沘宣 <br>  <br>  <br>  <br>  <br> 水素の排気にも要な觔気量以上となるよう放計す <br> 以下の綈 $0.8 \mathrm{vol} \%$ 構度に維抖ける致計とける。 <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  <br>  | 安規定～の記載内察（本文五阿護に関する基本方針， 10.5 | ＋㴍付謇頪八）火災防護設備1 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 安規定 |  | 部规定文烡 |
|  |  | 記載すべき内容 | 記載の考え方 | 㣀当规定文書 | 紀載内容の概要 |
|  |  |  |  |  |  |
|  | （4）ボンブき <br>  <br>  <br>  $\qquad$ そ設計とする。 <br> 重消防隊がボンブ実に入る場合についでき，逍水直後に衡気してLまうと新鮮な空気が供給されっ，再発火するす。 <br>  <br>  | 新讨 1－2 <br>  <br> 応に保る夷旅基聿 <br> 1．火复 <br> 1． 5 千限蓸の整㭽 <br> （2）d．消火琪港のうち，千勏 <br>  <br>  | －要求事湏要以法命等へ通合 する事ご湏を破実に夷旅する ためにせ要な車間は，保安覞定化記蔵。 <br> －行為内嶉を逗行する実施者 <br>  は，保安碽定に記轉をず下 <br>  | －夷美防模㖕国 （要顔需）（㮐梘） | －安全機能竟有するボンプの <br>  に髯の充萳により消夷活县地困䤵な垠所には，周定式消大設偏を設葍している。固定式泮火設供で消火した㳦合，消夷南後に施気すると新雄 な空気が供給され，再発夷す る惁れなちあることかった。消大 |



設置変更許可申請書からの追記箇所を赤色にて示す。

第1．8．9－6表 自衛消防隊䌒成

| 栖成 | 所属等 | 役制 |
| :---: | :---: | :---: |
| 白率消防隊長 | 発電矿辰（1） | a．白衡消防隊の全体格神 <br>  |
| 日本消防隊辰代行者㘫訽隊長 | 指名者（1） | a．旦鮇消防隊辰不在時の代行 |
| 統括管理者 | 保全部長（1） | a．白鮇消防組䋘の統括䇾理 <br> b．火笑等発生時の発至所本部 <br>  |
| 大楽防諨対策管理者 | 防绬棵長（1） | a．絩栝管理者の補佐 <br> b．消大方针の立罡 <br>  |


| 通報速絡責任者 | 通報連路責任者：発電棵長（1） |  <br>  |
| :---: | :---: | :---: |
| 垷埸責任者 | 現揚責任者：特别管理缡（1） | a．消防機開～の倩報提供 <br> b．活防機開の榡璂 <br>  <br>  |
| （1） <br> 現㨶林㫌者 |  | a．大笑現程硫認 <br> b．大笑現場での消火批样 <br> c．消大器又は屋内消火样に上る消火佸動等 |
|  | －平日昷間（周讱防護区䗩内）運轱員（1） <br> －平日昷間（周辺防講区城外）保全棓員（1） <br> －平日夜開－休然日運枟員（1） | a．大资現掦確能 <br> b．消火器又は屋内消火检に上る消大活動 |
| （3） <br> 浦防本隊 | 秀能員（6） | a．消防本隊の消防析挴 <br>  の初示等 <br> c．化学消防白颙車の機関員 <br> d．化学消防白車の連結作嚳 <br>  <br> f．佨消火薬贲の禣尤 <br> g．消防ホースの延長等 |
| （4）消火珠 |  | a．湳大噮，消大栓等にさり消大狧動 |
|  | 榇辰 ：特別管理限（1）副班長：特別管理倳（1） <br> 煺員：齐ダルーブ貝 | a．消防機開の大炎現場への緌䆃 |
| 倩報栜絡书 |  | a．性内開保儇所への連絡，本㕆対策室との連絡調整 <br> b．大災倩偓の収集 |
|  |  | a．僌雍，警犕 |
|  |  | a．プラント内の放射能の状況調查 |

（）内は人数


表 3－7 屋外タンク等一覧（1／2）

| No． | タンク名称 | 基数 | 容量 $\left(\mathrm{m}^{3}\right)$ | 評価に用い <br> る容量（ $\mathrm{m}^{3}$ ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | No． 1 純水タンク | 1 | 1000 | 1000 |
| 2 | No． 2 純水タンク | 1 | 2000 | 2000 |
| 3 | 第 1，2号機ろ過水タンク | 1 | 2000 | 2000 |
| 4 | 再生純水タンク | 1 | 1000 | 0＊1 |
| 5 | No． 1 サプレッション プール水貯蔵タンク | 1 | 2000 | 0＊1 |
| 6 | No． 2 サプレッション プール水貯蔵タンク | 1 | －＊2 | －＊2 |
| 7 | 第3号機純水タンク | 1 | 1000 | 1000 |
| 8 | 第3号機ろ過水タンク | 1 | 2000 | 2000 |
| 9 | No． 1 原水タンク | 1 | 4000 | 4000 |
| 10 | No． 2 原水タンク | 1 | 4000 | 4000 |
| 11－1 | 第1号機復水浄化系復水脱塩装置硫酸貯槽 | 1 | 5.4 | 5． 4 |
| 11－2 | 第 1 号機復水浄化系復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽 | 1 | 20 | 20 |
| 12 | 第1号機差圧調合槽 | 1 | 2.2 | 2． 2 |
| 13－1 | 第 2 号機復水浄化系復水脱塩装置 <br> 苛性ソーダ貯槽 | 1 | 32 | 0＊1 |
| 13－2 | 第 2 号機復水浄化系復水脱塩装且硫酸貯槽 | 1 | 7.5 | 0＊1 |
| 13－3 | 第 2 号機硫酸計量槽 | 1 | 0． 3 | 0＊1 |
| 14 | 第 2 号機バック入り差圧調合装置 | 1 | 1 | 1 |
| 15 | 第3号機各種楽液貯蔵及び移送系硫酸貯槽 | 1 | 2． 2 | 0＊1 |
| 16 | 第3号機各種薬液貯蔵及び移送系 <br> 苛性ソーダ貯槽 | 1 | 10.5 | 0＊1 |
| 17 | 第3号機差圧調合槽 | 1 | 0.1 | 0.1 |
| 18－1 | P A C 貯槽 | 1 | 2 | 2 |
| 18－2 | 硫酸貯槽 | 1 | 3.9 | 3.9 |
| 18－3 | 苛性ソーダ貯槽 | 1 | 7 | 7 |
| 18－4 | H 塔再生用硫酸貯留槽 | 1 | 0.3 | 0.3 |
| 19 | 第 1，2 号機給排水建屋 | 1 | 375.21 | 375.21 |
| 20 | 第 3 号機給排水建屋 | 1 | 404.88 | 404.88 |
| 21－1 | 高置水槽（給湯系統） | 1 | 6 | 6 |

表 3－7 屋外タンク等一覧（2／2）

| No． | タンク名称 | 基数 | 容量（m） | 評価に用い <br> る容量（ $\mathrm{m}^{3}$ ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 21－2 | 高置水槽（給水系統） | 1 | 8 | 8 |
| 22－1 | No． 1 高架水槽 | 1 | 8 | 8 |
| 22－2 | No． 2 高架水槽 | 1 | 8 | 8 |
| 23－1 | 上水高架水槽 | 1 | 9． 2 | 9.2 |
| 23－2 | 雑用水高架水槽 | 1 | 13.7 | 13.7 |
| 24－1 | 高架水槽（飲料用） | 1 | 1． 2 | 1． 2 |
| 24－2 | 高架水槽（雑用） | 1 | 2.0 | 2.0 |
| 24－3 | 氷蓄熱槽（PAI－1） | 1 | 1． 01 | 1． 01 |
| 24－4 | 氷蓄熱槽（PAI－3） | 1 | 1． 49 | 1． 49 |
| 24－5 | 氷蓄熱槽（PAI－4） | 1 | 1． 49 | 1． 49 |
| 24－6 | 高架水槽（飲料水） | 1 | 1． 5 | 1.5 |
| 24－7 | 高架水槽（雑用水） | 1 | 2． 2 | 2． 2 |
| 24－8 | 氷蓄熱槽（PAI－1） | 1 | 1． 49 | 1． 49 |
| 24－9 | 氷蓄熱槽（PAI－2） | 1 | 1． 49 | 1． 49 |
| 24－10 | 氷蓄熱槽（PAI－3） | 1 | 1． 49 | 1． 49 |
| 25 | 主復水器用電解鉄イオン注入装置電解槽 | 2 | 3． 4 | 6． 8 |
| 26 | 氷蓄熱槽（PAI－1） | 1 | 1． 49 | 1． 49 |
| 27 | 受水槽 | 1 | 6 | 6 |
| 28－1 | 上水受水槽 | 1 | 37 | 37 |
| 28－2 | 雑用水受水槽 | 1 | 55 | 55 |
| 28－3 | 受水槽 | 1 | 0.5 | 0.5 |
| 29 | 燃料小出槽 | 1 | 0.95 | 0.95 |
| 30 | 給水タンク | 1 | 2 | 2 |
| 31 | 配水池 | 1 | 300 | 300 |
| 32－1 | ろ過タンク（浄水） | 1 | 6 | 6 |
| 32－2 | ろ過タンク（浄水） | 1 | 4 | 4 |
| 33 | 消火水タンク | 1 | 130 | 130 |
| 34 | 第1号機復水貯蔵タンク＊3 | 1 | 2000 | 2000 |
| 35 | No． 1 屋外消火系消火水タンク | 1 | 130 | 130 |
| 36 | No． 2 屋外消火系消火水タンク | 1 | 130 | 130 |
| 合計容量（ $\mathrm{m}^{3}$ ） |  |  |  | 19700 |

注記 $* 1:$ 評価に用いる容量は，保安規定に基づく発電所の所則類に反映し，運用容量 を超過しないように管理する。
＊ 2 ：当該設備は廃止。
＊ 3 ：復水貯蔵タンク水の放射能濃度の管理値（上限値）に基づき，被ばく線量評価を行った場合でも， $5.7 \times 10^{-2} \mathrm{mSv} / \mathrm{h}$ 程度であり，緊急時の被ばく線量限度（ 100 mSv ）に対し十分な作業時問が確保できることから，アクセス性に は影響はない。
（2）判定基準
屋外タンク等からの溢水が溢水防護区画内への浸水経路に対して伝播すること がなく，屋外に設置する防護すべき設備は，要求される機能を損ならおそれがな いこと。
（3）評価結果
屋外タンク等の破損により生じる溢水が，防護すべき設備の設置されている建屋及びエリアに影響を及ぼさないことを確認した。

なお，敷地が高いエリアで生じる溢水は，敷地の低いエリアに流下することか ら，高台に設置される第 1 保管エリア，第 2 保管エリア，第 4 保管エリア，緊急用電気品建屋及び緊急時対策建屋は，溢水影響がないとした。

屋外タンク等による溢水影響評価結果を表3－8に示す。また，屋外タンク等か らの溢水が溢水防護区画内への浸水経路に対する評価を表3－9に示す。

表 3－8 屋外タンク等による溢水影響評価結果

| 建屋・エリア | カーブ高さ <br> $(\mathrm{m})$ | 溢水量 <br> $\left(\mathrm{m}^{3}\right)$ | 敷地面積 <br> $\left(\mathrm{m}^{2}\right)$ | 敷地浸水深＊5 <br> $(\mathrm{m})$ | 評価 |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 原子炉建屋 | $0.33^{* 1}$ |  |  |  |  |
| 制御建屋 | $0.33^{* 1}$ |  |  |  |  |
| タービン建屋 | $0.38^{* 1}$ | 19700 | 115000 | 0.18 | 0 |
| 海水ポンプ室 | $0.20^{* 2}\left(0.60^{* 3}\right)$ |  |  |  |  |
| 復水貯蔵タンク | $0.20^{* 1}$ |  |  |  |  |
| 第3保管エリア | $0.22^{* 4}$ |  |  |  |  |

注記＊1：建屋外壁扉等の開口下端レベルから敷地レベルを引いた値。
＊ 2 ：海水ポンプ室の躯体の上端から敷地レベルを引いた値。
＊ 3 ：海水ポンプ室の躯体上に設置する浸水防止壁上端から敷地レベルを引いた値。
＊ 4 ：第 3 保管エリアに保管される防護すべき設備のうち最も低い設備（電源車）の機能喪失高さにて設置した値。


## 表1 運用，手順にかかかっる対策等（設計基淮）（1／2）

|  | 放事哏目 | 区分 | 建用㐮芴等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 蔮九荣 <br> 筬水に上あ <br> 筑むの肪止 |  | 建雨，于番 | － |
|  |  | 亚相 |  |
|  |  | 保守，䂞楼 |  |
|  |  |  | － |
|  | $\begin{aligned} & \text { (2) } \\ & \text { (2) } \end{aligned}$ | 建雨，平童 |  |
|  |  | 亚相 |  |
|  |  | 标守，左根 | － |
|  |  | 限消． 310 |  |
|  | （3） <br>  <br> 星 |  |  <br>  |
|  |  | 隹时 |  |
|  |  | 保守•南柂 | － |
|  |  |  | － |
|  |  | 建閑，干雨 |  <br>  <br>  |
|  |  | 体为 |  |
|  |  | 供妻，南楼 | ＝ |
|  |  |  |  |
|  | （5） <br> 日，Cクラスヨ <br>  | 連閑•平的 |  <br>  |
|  |  | 閨相 |  |
|  |  | 隹寺，点钽 | ＝ |
|  |  |  | － |
|  | （6） <br>  |  |  |
|  |  | 作相 |  |
|  |  | 隹手，点销 | $\square$ |
|  |  |  | － |
|  | （7） <br>  <br> 为为数 | 本解，平新 |  |
|  |  | 㑨相 |  |
|  |  | 保寺，告根 | － |
|  |  |  | － |
|  | （8） <br>  ＋ 5 建用管等 | 事雨，平组 |  |
|  |  | 集相 |  |
|  |  |  | － |
|  |  |  | － |
|  | （9） <br> 水床原的連用管 <br> 曾 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

## 原村貝料 27

## 



碓保されるぁあについては，潅水を考膚しない。
 ふ機器（容器等）について，表2～6に示す。


| 建屋 | フロッ |  <br> （機器意鯶） | 設㬐区再 |  | 淮水量$\left(\mathrm{m}^{3}\right)^{3 i}$ | 菖理 <br> 汉域 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 区雷类号 | 防講対然区㴗 |  |  |
| 厚子佢補屋 <br> 原子柜棟 | 1 F | CRD 自䡃交機機制避室 ファンロイルユニット (V10-D122) | 8－1F－7 | － | $0^{\text {w } 2}$ | 内 |
|  |  | ISI 及 4 PPCV L／T 室 $\begin{aligned} & \text { ファンロイルユニット } \\ & \text { (V10-D121) } \end{aligned}$ | 8－1F－7 | － | $0^{\text {d2 }}$ | 内 |
| 原子矩狡屋付愿楼 | B3F | 防食都底加多ンク（A） <br> （P42－A002A） | R－B3F－11 | 0 | $\begin{gathered} 1 \\ (0.2) \end{gathered}$ | 外 |
|  |  | 原子炉䘤機冾却本采防食都香加夕ンク（B） （P42－A002B） | R－B3F－14 | 0 | $\begin{gathered} 1 \\ (0.2) \end{gathered}$ | 外 |
|  |  | 浠找木采防串剂香加多 ンク（P47－A002） | R－B3F－13 | 0 | $\begin{gathered} 1 \\ (0.05) \end{gathered}$ | 外 |
|  | 1 F |  $\begin{aligned} & \text { צン3 } \\ & \text { (P64-A002) } \end{aligned}$ | R－1F－17 | － | $\begin{gathered} 1 \\ (0.05) \end{gathered}$ | 外 |

＊（ ）内は設計上の機爰の㷛有水量
公い


| 顽碚 | フロナ | 瀶本源 <br> （機器番号） | 設直区画 |  | 進水量$\left(n^{3}\right)$ | 管理 <br> 区域 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 区面番侣 | 防濩对象区画 |  |  |
| 制哃建座 | 1F | $\begin{aligned} & \text { 胀衣エリアファンコ } \\ & \text { イルエニット } \\ & (\mathrm{V} 36-\mathrm{D} 101) \end{aligned}$ | C－1F－1 | － | $0^{\text {\＃1 }}$ | 内 |
|  |  | 下是ェリアアフテンコ イルコニット （V36－D102） | C－1F－1 | － | $0^{\text {tht }}$ | 内 |
|  | 2 F | 女栍井事衣宣ホリア ファンニイルニニッ 1．（V35－D102） | C－2F－3 | － | $0^{\text {＊i }}$ | 外 |
|  |  | 女枓井胀衣手洗い土 $\begin{aligned} & \text { リアファンコ1Aュ } \\ & =ッ ト(\mathrm{~V} 36-\mathrm{D} 103) \end{aligned}$ | C－2F－3 | － | $0^{\text {＊i }}$ | 内 |

$\%$ ない
設置変更許可 添付書類十 追補1 「1．2原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」より抜粋

| 柏崎刈羽 7 号炉 | 女川 2 号炉 |
| :---: | :---: |
| 1．2．2 重大事故等時の手順 | 1．2．2 重大事故等時の手順 |
| 1．2．2．1 フロントライン系故障時の対応手順 | 1．2．2．1 フロントライン系故障時の対応手順 |
| （1）高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水 | （1）高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水 |
| a．中央制御室からの高厈代替注水系起動 | a．中央制御室からの高厈代替注水系起動 |
| 給水•復水系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子 | 復水給水系による原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉隔離時 |
| 炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系が故障により使用できない | 冷却系及び高圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場合は，中 |
| 場合は，中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動 | 央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し，復水貯蔵タンク |
| し，復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施す | を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。 |
| る。 | なお，発電用原子炉を椧却するために原子炉圧力容器内の水位を原 |
| なお，発電用原子炉を泠却するために原子炉圧力容器内の水 | 子炉水位低（レベル 3）から原子炉水位高（レベル 8）の間で維持す |
| 位を原子炉水位低（レベル3）から原子炉水位高（レベル8）の | るように原子炉水位（狭帯域，広帯域，燃料域，SA 広帯域，SA 燃料域） |
| 間で維持するように原子炉水位（狭帯域，広帯域，燃料域， | により監視する。また，これらの計測機器が故障又は計測範囲（把握 |
| SA）により監視する。また，これらの計測機器が故障又は計測 | 能力）を超えた場合，当該パラメータの値を推定する手順を整備する。 |
| 範囲（把握能力）を超えた場合，当該パラメータの値を推定す | 原子炉水位の監視機能が喪失した場合の手順については「1．15 事故 |
| る手順を整備する。 | 時の計装に関する手順等」にて整備する。 |
| 原子炉水位の監視機能が喪失した場合の手順については | （a）手順着手の判断基準 |
| 「1．15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。 | 復水給水系，原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による |
|  | 原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の水位を原子 |
| （a）手順着手の判断基準 | 炉水位低（レベル 3）以上に維持できない場合。 |
| 給水•復水系，原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心注水系に | （b）操作手順 |
| よる原子炉圧力容器への注水ができず，原子炉圧力容器内の | 中央制御室からの高圧代替注水系起動手順の概要は以下のとおり。 |
| 水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 | 手順の対応フローを第1．2－2 図及び第 1．2－3 図に，概要図を第1．2 |
|  | －4図に，タイムチャートを第1．2－5図に示す。 |
| （b）操作手順 | （1）発電課長は，手順着手の判断基準に基づき，運転員に中央制 |
| 中央制御室からの高圧代替注水系起動手順の概要は以下の | 御室からの高圧代替注水系起動の準備開始を指示する。 |
| 1．2－27 | 1． $2-22$ |

設置変更許可 添付書類十 追補 1 「 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」より抜粋

設置変更許可 添付書類十 追補1「1．2原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」より抜粋

1． $2-56$
設置変更許可 添付書類十

設置変更許可 添付書類十 追補1「1．2原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」より抜粋

別紙＿添付 1－2（3．火山）（1）
設置変更許可 添付書類十 追補1「1．2原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」より抜粋

別紙＿添付 1－2（3．火山）（1）
設置変更許可 添付書類十 追補1「1．2原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」より抜粋


```
設工認資料からの追記箇所を赤字•赤枠にて示す
```

VI－2－1－1－別添 1 地下水位低下設備の設計方針

O 2 （7）V1－2－1－1－施訸 1 R 5

ることで揚水ボンプの起動及び停止を制御するとともに，䖲水井戸本位を監視し，異常時に中央制御室に警報を発生させることができる設計とすることがら，「3．地下水位低下設碖の設

維持することて，監梘•制旅機能を維持できる設計とする。
5.5 電源機能（要源艦及び電路）

電源機能を有する電原艦及ぜ電路は，「4．機能の設計方針及ぜ設計は緤」の 「4．5 電源機




機能を維持できる設計とする。
地盤に支持させる構造とする。


 いて機能維恃が可能な設計としたものの，それでもなさら，機能震失が発生した場合を想定し，

地下水位低下設備の後旧措㵋に必要な容機にすについては外部事象の影響を受けないように保营する。
㑑同措㯰を講じられるように体制を整詴する。

 する。
6．2．1 予備品の㢼備




表6－1 各機器に尤要となる予偏品

| 機能 | 機器 | 配備数 |
| :---: | :---: | :---: |
| 排本兓能 | 袻水ボンブ | 各エリア1偪（时 2 困） |
| 監䘽，制䥻機能 | 制㝡僌の構成部品 | 各薬統1 セット（計2せット） |
|  | 水位到 | 各エリア3䛧（埴 6 㜀） |


地下水位低下設備の機能喪失後，原子炉建屋•制御建坔エリフの林位低下措㯰完了時間 （ $~$ 1 ）は紡 19 時間であり，到達時間（X1）の緟囲内で対応可能であることを礳証した。 また，第 3 号機海水軗交換器建屋エリアの水位低下棤置完丁時間（ $~$ 2 ）は約 26 時間て あり，到迋時間（X2）の範囲内で排水算始が可能であること家矿繥した。なる。重大事故等が発生し，更に放射性物質拉版抓制対応（シルトフニンス設苗）が必要となった場合，当酸対応に要する時閒（納 190 分）を考虑しても，原子炉建屋•制御建屋エリアの本位低
新 29 時間であり，列達時間の範彿内で排水開始が可能であることを磪認した。


## 6． 4 屋外排木路の排水粪常眭の措管

排水路から構成される坔外排水路を通して海一排水される。
維持する数地㑡集水に゙ット产での排水経路の状能を磪認する。屋外排水路の排水異常により地

 する。

各揚水井戸に括いて必要となるホース長を表6－3に示し，各揚水井戸から數地側集水に゙ット まで排水するために必要な資機材として仮設ホース（ 1000 m ）を配備する。

表6－3 必要となる仮設ホース長

| 排水経路 | ホース長＊ |
| :---: | :---: |
|  | 150 m |
|  | 650 m |
| No． 3 墒水井戸数地侧集水ビット（北側） | 100 m |
|  | 100 m |
| 合䚵 | 1000 m |

 を示す。

7．覀用管理•保守管理
地下水位低下設僕の連用管理については，原子炉施設保安规定（以下「保安規定」という。）に


 L．教育及び調祉を実施することを保安規定に定めた上で社内規定に定める。

保守管理については，保全計画の策定に扔いて，他の連転上の制㟲を設定する政偪と同様に「予



## 7.1 運用管理の方㖕

地下本位低下設備は，保安規定に話いてLCO，LCO を満足していない埸合に要求される措䓢及 ひ要求さえる措葍の完丁時間（以下「AOT」という。）を教定する。工事計画認可段階におらける

原子炉を停止する。
屋外排水路の排水異常により，地表面での漕水が磪認された場合は，仮教本ース等の対応を行い，排水経路の哊保を行う。


及ぴ重大事放等発生堲の体制の整備として保安规定に定めた上て，具体的な実施要䞄を社内规定に定める。

## 7．1．1 地下水位低下設備の $L C 0$ 設定方料

地下水位低下設備汒，原子炉硉屋•制御建屋エリア及び第3号樓海水勲交換器建屋エリ「にでれでれに機能が要求されることから，各エリア㑑施にLCOを設定する。また，本設偏は全ての原子炉の状能において機能が要求されることから，LC0 も全ての原子炉の状態 に対して適用する。

あに，図3－2におらて地下水位を一定の範囲に保持するために必要な機能及放機器き「1
機能及で機器ことに設定するのではなく，血列の中て管理する。機器に異常が発生し，当

設計基準事放対処設備と同様の考え办である。地下本值低下教備 1 系列の各滴成要素に対 するLCO 殷定上の考え方を表 7－1に示す。

また，瑪水ボンプが楾䡃している状態に饾いて何らかの要内により排水機能に影装が生
水井戸の水位に対してもLC0を設定する。
持できるよう，基碮版が被压しない状態の揚水井戸の水位であるドレーン（龬管）位置 （「6．3．1 到迋時間（X1），（X2）の評価」におらな初期条件に相当）より下部に設定す る水位高高警報設定値を利断基準とする。
地下林位低下設㴟のLCO設定例を表7－2に示す。具体的なLCOは今後保安規定に定める。

## 地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認について

## 1．はじめに

女川原子力発電所においては，地震発生時における原子炉施設の保全のための活動 を行らために必要な体制の整備において，地下水位低下設備の設計条件の変更の要否 について確認する旨を保安規定「添付 $1-2$ 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に以下のとおり記載している。ここで は，地下水位低下設備の設計条件の変更の要否の確認の概要について説明する。

4． 4 手順書の整備
h．地下水位低下設備の設計条件の変更の要否確認
（ a ）土木課長は，地下水位の観測記録を一定期間取得し，設計用地下水位の妥当性を確認する。
（b）土木課長は，地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置•撤去等を行う場合，設計用地下水位への影響確認を行う。

2．設計条件の変更の要否の確認について

## 4.4 h．（a）土木課長は，地下水位の観測記録を一定期間取得し，設計用地下水位の妥

当性を確認する。【確認方法】
① 土木課長は設計用地下水位の妥当性を確認するため，観測井の地下水位を確認す る。
②土木課長は，（1）で確認した観測記録が，設計用地下水位を下回ることを確認する。
（3）観測記録が設計用地下水位を定常的に上回る場合は，モデルの妥当性や耐震評価 への影響を確認する。

## 【頻度】

安全対策工事完了後 1 年程度，観測井における地下水位の計測は 1 時間毎に行う。
4.4 h．（b）地下水位に影響を与える大規模な地盤改良や地中構造物の設置•撤去等を行う場合，設計用地下水位への影響確認を行う。
【確認方法】
① 土木課長は大規模な地盤改良や地中構造物の設置•撤去等，地下水位の分布に影響を与えうる大規模な改変等を行う場合，浸透流解析の条件に適切に反映し，設計用地下水位への影響を確認する。

【工認 補足－600－1 地盤の支持性能について】
（10）設計用地下水位の今後の検証計画な $と$
a．工事完了後の地下承位の観測計画
予測解析結果は，将来的な防潮䭪の沈下対策や新設ドレーン等を考慮したも のであることかっら，今後，これらの施工が完了した運転段階におるいて地下水位 の観測記録を取得し，設計用地下水位と比較することにより，予測解析の妥当性を醮認する方針とする。

地下水位覛測計画を図3．3－82に示す。


図3．3－82 防湖堤沈下対策による影響範囲と今後の地下水位観測計画

上に示す地下水位観測計画は，現在溂定している観測井の他，防潮堤の沈下対策後に測定を開始する観測孔（観測孔 No．（15）～No．（18）により構成され，防潮堤の沈下対策後に測定を開始する䚒測孔については防潮䭪の沈下対策により地下水位が影響を受ける範囲を想定し設定している。

防潮堤の沈下対策により地下水位が影響を受ける範囲の想定にあたり実施し た浸透流解析の詳細については参考資料 12 に示す。
b．将来的な地形改変等への対応
浸透流解析に用いる三次元解析モデルに打いては，地下水の流動場に影響を与える防潮堤下部の地艦改良や，基碳が岩着している施設周辺の地擎改良なと，安全対策工事完了段階において想定される変動要素を反映済である。

ただし，将来的な特重施設の設輏や他号機申請等に伴う新たな構築物等の構築なと，耐震評亚に打ける設計用地下水位を設定した後に，設計用地下水位を超過する可能性のある事象が発生した場合は，設計用地下水位の再検討を行う。
c．運転中に地下水位が上算する場合の対応
運転中に地下水位办上昇し設計用地下水位を上回った場合は，揚圧力や液状化による土圧への影響，液状化に伴う地中構造物の浮上り影警が生じる可能性 がある。
 るが，㖡状化に対ける時閭余裕は搆圧力に比へて相対的に大きいことかっら，上 り時間余裕の短い揚圧力に着目LICO設定することにより，液状化による影㱷も回避される。


## まとめ資料からの追記箇所を橙色にて示す

原子炉建坔フローアウトパネルに対する対応方針について

1．はじあた
 OP」という。）の竜券に対する対応方部について整理した。

2．BOPの設苗状況について
屋外境界のBOPは原子炬建屋原子炉揀3階の1管所に設選されている。図1に設䜿状㫛を示す。


図1 BOPの設懵状沉

3．BOPの開放に伴う影否評価
BOPが開放した場合に，竜巻の影響を受ける可能性があるMSトン米ル室内の外部事象防護対象施設の設當状況は図 2 のと抢りである。



BOPが開放，損傷Lた場合に，BOP開放部から原子妒戗屋内部（MS トンネル室）に作用し得る竜巻に開連する何雷を表1に示す。

表1 BOP開口部からMSトンネル室に作用L得る菴巻に関連する荷重

| 者 |  | 喽佰 | $\begin{gathered} \text { 豙津め } \\ \text { 要否 } \\ \hline \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \hline \text { 風圧力による借苴 } \\ \left(\mathrm{W}_{\mathrm{w}}\right) \end{gathered}$ |  | 同一区画に外気に対して開放するBOPが1枚の子で あり，满路加形成されないため考虐不要 | 否 |
| 気正差による荷直$\left(W_{p}\right)$ |  |  ないため考虚不要 | 否 |
| 設計瓜来物による値慗荷重 （ $\mathrm{W}_{\mathrm{M}}$ ） |  | 来物による影部の考㡽不豆。 <br>  <br>  <br>  | 否 |
| $\begin{aligned} & \text { 㻆 } \\ & \text { 苚 } \\ & \text { 䧿 } \end{aligned}$ | 書 |  | 否 |
|  | \％ |  | 否 |
|  | 降水 |  <br>  されることかっち，影医はない | 否 |
|  | ひよう |  ひ運期エネルギーが同程實であり，施設への影屋はない | 否 |

4．安全機能への影響と対龙方㖕
整理した結果を表2に示す。ブラントへの影瑨を路まえて以下の対応を行う ことにより，安全機能を䙿なわないことを雄認した。

表2BOPの竜巻影響について

| 事类䋨来时の BOPめ状閶 | ブラントへの埧婦 | 対龙方計 |
| :---: | :---: | :---: |
| 気圧老に よ 马開教 | 原子炉建医原子炉粎の開せ込め機能の裹失が考えられるが，音共 と設估基準事放加同時に発生す る楼婁は十合小さい | 业放した坆合は連やかにブラン卜伟止し，補隹を行う |
|  | 卷㺃重（風圧力）の颗新 | 同一区画に外気に対して閎故す るBOPが1敏のみであり，㐬路 が形成きれないため考東不要 |
| 磭来物に <br> よる揁䳽 <br> （貫通） | 原子所建屋原子妒裸の開し込め機能の襄失が考えられるが，者卷 と設湢基帮事敬加同㭙に発生す る疑度は十分小さい | 買通した塭合は速や加にブラン卜傮止し，補悠売行う |
|  |  <br>  | 開口棓付返に外証事象防渾村象施設はないため設計带来物によ る新迫の考虐不要 |

以 上


| 保安規定比較表 $\quad \begin{aligned} & \text { 赤字：設備，運用等の相違 } \\ & \text { 緑字：記載現，記載䈯所，} \\ & \text { 下線：旧条文からの変更箇所 }\end{aligned}$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 <br> 本「実施基準」は，重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模 な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 <br> また，重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については，表1から表19に定める。なお，自主対策設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については，マニュア ルに定める。 <br> 1．重大事故等対策 <br> （1）社長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたつ て，財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 <br> （2）原子力運営管理部長は，以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等につ いて，「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に定める。 <br> ア．原子炉主任技術者は，緊急時対策本部において，独立性を確保し，重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。 <br> イ。原子炉主任技術者は，保安上必要な場合は，重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示 を行い，緊急時対策本部長は，その指示を踏まえ方針を決定する。 <br> ウ。原子炉主任技術者は，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合，緊急時対策要員からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，保安上必要な場合は指示を行う。 <br> 工。重大事故等の発生連絡を受けた後，速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう，早期に非常召集が可能なエリア（柏崎市又は刈羽村）に 7 号炉の原子炉主任技術者又は代行者 1 名を待機 させる。 <br> オ。原子炉主任技術者は，重大事故等対策に係る手順書の整備にあたつて，保安上必要な事項につ いて確認を行う。 <br> （3）防災安全GMは，（1）の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1．1項及び1．2項を含む計画を策定し，防災安全部長の承認を得る。また，各GMは，計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 <br> （4）各GMは，（1）の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1。3項及び表1から表19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し，次の1．1（1）ア．の要員にこの手順 を遵守させる。 <br> （5）原子力運営管理部長は，（1）の方針に基づき，重大事故等発生時における本社が行う支援に関 する活動を行う体制の整備として，次の1．1項及び1．2項を含む計画を策定するとともに，計画に基づき，本社が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 | 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 <br> 本「実施基準」は，重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生するおそれがある場合もしくは発生した場合に対処しらる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 <br> また，重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については，表1から表19 に定める。なお，自主対策設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については，品質 マネジメント文書に定める。 <br> 1．重大事故等対策 <br> （1）社長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたつ て，財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 <br> （2）原子力部長は，以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について，「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に定める。 <br> a．原子炉主任技術者は，警戒対策本部または緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。） において，独立性を確保し，重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誠実 かつ最優先に行うことを任務とする。 <br> b．原子炬主任技術者は，保安上必要な場合は，重大事故等に対処する要員（所長を含む。）へ指示を行い，発電所対策本部長は，その指示を踏まえ方針を決定する。 <br> c．原子炉主任技術者は，夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合，重大事故等対策要員からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，保安上必要 な場合は指示を行う。 <br> d．重大事故等の発生連絡を受けた後，速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう，早期に非常招集が可能なエリア（女川町または石巻市）に 2 号炉の原子炉主任技術者または代行者 1名を待機させる。 <br> e．原子炉主任技術者は，重大事故等対策に係る手順書の整備にあたつて，保安上必要な事項に ついて確認を行う。 <br> （3）防災課長は，（1）の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動 を行う体制の整備として，次の1。1項および1。2項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。 また，各課長は，計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行 らために必要な体制の整備を実施する。 <br> （4）各課長は，（1）の方針に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1。3項および表1から表19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し，次の1。1（1）a 。の要員にこの手順を遵守させる。 <br> （5）原子力部長は，（1）の方針に基づき，重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動 を行ら体制の整備として，次の1。1項および1。2項を含む計画を策定するとともに，計画に基づき，本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 | －項番•段落番号の相違 （以下同様の場合は差異理由に記載しない） <br> －運用の相違（女川では，第17条関連の計画の承認者は発電所長とし ている。） |


| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 1． 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備 <br> （1）体制の整備 <br> ア．防災安全GMは，以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者をマニュアルに定め，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 <br> （ア）所長は，重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 に，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うた め，原子力防災態勢を発令し，緊急時対策要員の非常召集及び通報連絡を行い，第108条に定める原子力防災組織を設置し，発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部の体制を整え対処する。 <br> （イ）所長は，緊急時対策本部長として，緊急時対策本部の統括管理を行い，責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である緊急時対策本部長が不在の場合に備え，副原子力防災管理者の中からあらかじめ定めた順位で代行者を指定する。 <br> （ウ）緊急時対策本部は，重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行 う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し，専門性及び経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また，各班の役割分担，対策の実施責任を有する班長を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 <br> （エ）重大事故等対策の実施組織及び支援組織の各班並びに当直の機能を明確にするとともに，責任者として配下の各班の監督責任を有する統括，対策の実施責任を有する班長及び当直副長を配置する。 <br> （オ）所長は，指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え，本部長の代行者と代行順位をあら かじめ定め明確にする。また，統括及び班長が欠けた場合は，同じ機能を担務する下位の要員 が代行するか，又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし，具体的 な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。 | 1． 1 体制の整備，教育訓練の実施および資機材の配備 <br> （1）体制の整備 <br> a．防災課長は，以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担 および責任者を品質マネジメント文書に定め，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 <br> （a）所長は，重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害の拡大防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行う ため，緊急体制を発令し，重大事故等対策要員の非常招集および通報連絡を行い，第1088条に定める原子力防災組織を設置し，発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対処する。 <br> （b）所長は，発電所対策本部長として，発電所対策本部の統括管理を行い，責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。指揮者である発電所対策本部長が不在の場合は，あらかじめ定めた順位に従い，副原子力防災管理者がその職務を代行する。 <br> （c）発電所対策本部は，重大事故等対策を実施する実施組織，実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成 し，専門性および経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また，各班の役割分担，対策の実施責任を有する班長を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。 <br> （d）重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班ならびに運転員の機能を明確にするとと もに，各班には，役割に応じた対策の実施及び事故対処に係る現場作業等の責任を有する班長ならびに発電課長を配置する。 <br> （e）所長は，指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え，本部長の代行者と代行順位をあ らかじめ定め明確にする。また，班長が欠けた場合は，同じ機能を担務する下位の要員が代行するか，または上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし，具体的 な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。発電課長 が欠けた場合は，発電課長代務者が中央制御室へ到着するまでの間，運転管理に当たつてい る発電副長が代務に当たることをあらかじめ定める。 | －TS－58 原子力防災体制 の運用強化について <br> －女川では，発電所対策本部長が発電所対策本部 の統括を行う。柏崎の統括が実施する役割は各班の班長が実施する。 <br> －女川の発電課長が欠け た場合の運転管理につ いて記載。 <br> 発電課長が欠けた場合 は，発電課長代務者が中央制御室へ到着する までの間，運転管理に当たっている発電副長 が代務に当たることを あらかじめ定めてい る。下位職の者が上位職の職務を代務するこ とから，その運用を明確にしたもの。 <br> TS－10 1164ページ参照 |



| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （b）通報班は，対外関係機関へ通報連絡等を行う。 <br> （c ）立地•広報班は，自治体派遣者及び報道機関対応者の支援を行う。 <br> （d）総務統括は，緊急時対策本部の運営支援の統括を行う。 <br> （e）資材班は，資材の調達及び輸送に関する一元管理を行う。 <br> （ f ）総務班は，要員の呼集，食糧•被服の調達，医療活動，所内の警備指示，一般入所者の避難指示等を行う。 <br> （コ）地震の影響による通信障害等が発生し，自動呼出•安否確認システム又は電話を用いて非常召集連絡ができない場合でも，新潟県内で震度 6 弱以上の地震の発生により，発電所に自動参集する。 <br> （サ）重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として，第 12 条に規定す る重大事故等に対処する要員について，以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。 <br> a．重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため， 6 号炉及び 7 号炉の重大事故等に対処 する要員として，発電所構内に緊急時対策要員 4 4 名，運転員13名，火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊 10 名の合計 67 名を確保する。 <br> b． 7 号炉運転停止中※においては，運転員を 10 名とする。 <br> ※原子炉の状態が冷温停止（原子炉冷却材温度が $100^{\circ} \mathrm{C}$ 未満）及び燃料交換の期間 <br> c．重大事故等が発生した場合，緊急時対策要員は，5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集し，要員の任務に応じた対応を行う。 | （i）情報班は，発電所対策本部の運営支援，対外関倸機関へ通報連絡等を行う。 <br> （ii）総務班は，要員の呼集，食料•被服の調達，医療活動，所内の警備指示，一般入所者 の避難指示，資材の調達および輸送に関する一元管理等を行ら。 <br> （iii）広報班は，社外対応情報の収集，報道機関対応者の支援等を行ら。 <br> （ j ）地震の影響による通信障害等が発生し，自動呼出システムまたは通信連絡設備を用いて非常招集連絡ができない場合でも，発電所周辺地域（女川町，石巻市または東松島市）で震度 6 弱以上の地震の発生により，重大事故等対策要員は発電所に自動参集する。 <br> （ k ）重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として，第 12 条に規定 する重大事故等に対処する要員について，以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。 i．重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため， 2 号炬の重大事故等に対処する要員として，発電所構内に重大事故等対策要員 30 名（らち 2 号炬連転員 7 名）， 1 号炬およ び 3 号炬運転員 8 名，火災発生時の初期消火活動に対応するための初期消火要員（消防車隊）6名の合計 44 名を碓保する。 <br> ii． 2 号炬運転停止中＊においては， 2 号炬運転員を 5 名とする。 <br> ※原子炬の状態が冷温停止（原子炉泠却材温度が $100^{\circ} \mathrm{C}$ 末満）および燃料交換の期間 <br> iii．重大事故等が発生した場合，重大事故等対策要員（運転員を除く。）は，緊急時対策所ま たは事務建屋の対策室に参集し，要員の任務に応じた対応を行う。 <br> iv．発電所外から要員が参集するルートは，発電所正門を通行して参集するルートを使用す る。発電所正門を通行した参集ルートが使用できない場合は，発電所南側の牡鹿ゲートの通行を含む，当該参集ルート以外の参集ルートを使用して参集する。 | －女川では，発電所対策本部長が発電所対策本部 の統括を行う。 <br> －女川では，複数号炉同時被災対応として， 1 号炉及び 3 号炉運転員も含 めた体制を確保する。 <br> －女川は発電所外からの要員参集ルートについ て規定 TS－10 1162ページ参照 |
| d．重大事故等発生時の対応で，高線量下における対応が必要な場合においても，重大事故等に対処する要員を碓保する。 | v．重大事故等発生時の対応で，高線量下における対応が必要な場合においても，社員およ び協力企業社員で対応できるよう重大事故等に対処する要員を確保する。 | －女川では，重大事故等に対処する要員に協力企業社員を含む。 $\qquad$ |
| e．病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し，所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行らとともに，そのような事態に備えた重大事故等に対処す る要員の体制に係る管理を行う。重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は，原子炬停止等の措置を実施し，確保できる重大事故等に対処する要員で，安全が碓保できる原子炉の運転状態に移行する。 <br> （シ）夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な緊急時対策要員を非常召集できるよ う，定期的に連絡訓練を実施する。 <br> （ス）重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設及び設備等を管理する。 <br> a．支援組織が，必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム （SPDS），発電所内外纪通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワ ークを用いた通信連絡設備（テレビ云議システムを含む。），衛星電話設備及び無線連絡設備を備えた 5 号炬原子炬建屋内緊急時対策所 <br> b．実施組織が，中央制御室， 5 号炬原子炉建屋内緊急時対策所及び現場との連携を図るための， | vi．病原性の高い新型インフルエンザや同柱に危険性のある新感染症等が発生し，所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は，夜間および休日（平日の勤務時間帯以外） を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに，そのような事態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行ら。重大事故等に対処する要員の補充の見込み が立たない場合は，原子炬停止等の措置を実施し，碓保できる重大事故等に対処する要員 で，安全が碓保できる原子炉の運転状態に移行する。 <br> vii．夜間および休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等対策要員を非常招集できるよう，計画的に通報連絡訓練を実施する。 <br> （1）重大事故等に対処する要員が実効的に活動するための以下の施設，設備等を管理する。 <br> i．支援組織が，必要なプラントのパラメータを磪認するための安全パラメータ表示システ ム（S P D S），発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災 ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ云議システム，I P 電話およびI P－FAX），衛星電話設備および無線連絡設備を備えた緊急時対策所 <br> ii．実施組織が，中央制御室，緊急時対策所および現場との連携を図るための，携行型通話 | －TS－43 SA 要員欠損時の プラント停止判断に係 る記載について |


| 保安規定比較表 |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 携帯型音声呼出電話設備，無線連絡設備及び衛星電話設備 <br> c．電源が喪失し照明が消灯した場合でも，迅速な現場への移動，操作及び作業を実施し，作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための照明機器等 <br> （セ）支援組織の役割については，以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。 <br> a 。 発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう，衛星電話設備及び統合原子力防災ネット ワークを用いた通信連絡設備等を配備し，広く情報提供を行う。 <br> b ．原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況に係る情報は，緊急時対策本部の通報班に て一元的に集約管理し，発電所内で共有するとともに，本社対策本部と緊急時対策本部間にお いて，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等を使用することにより，発電所の状況及び重大事故等対策の実施状況 の情報共有を行う。 <br> c．本社対策本部との情報共有を密にすることで報道発表，外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を本社対策本部で実施し，緊急時対策本部が事故対応に専念でき，かつ，発電所内外へ広く情報提供を行う。 | 装置，無線連絡設備および衛星電話設備 <br> iii．電源が喪失し照明が消灯した場合でも，迅速な現場への移動，操作および作業を実施し，作業内容および現場状況の情報共有を実施するための可搬型照明 <br> （m）支援組織の役割については，以下のとおりとし，重大事故等対策を円滑に実施する。 <br> i 。発電所内外の組織への通報連絡を実施できるよう，衛星電話設備，統合原子力防災ネッ トワークを用いた通信連絡設備等を配備し，広く情報提供を行う。 <br> ii ．原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は，発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し，発電所内で共有するとともに，本古に設置する緊急時対策本部（以下「本占対策本部」という。）と発電所対策本部間において，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（ S P D S ）等を使用することにより，発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行 う。 <br> iii．本店対策本部との情報共有を密にすることで報道発表，外部からの問い合わせ対応およ び関係機関への連絡を本店対策本部で実施し，発電所対策本部が事故対応に専念でき，か つ，発電所内外へ広く情報提供を行う。 <br> （ n ）防災課長は，地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備 え，地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように，必要な体制を整備す る。 | －体制の相違（女川では地下水位低下設備の対応 に必要な体制を整備） |
| イ．原子力運営管理部長は，以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め，体制を確立する。 <br> （ア）原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し，社長は本社における原子力防災態勢を発令す る。 | b．原子力部長は，以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者等を品質マネジメント文書 に定め，体制を確立する。 <br> （a）原子力部長は速やかに社長に報告し，社長は本店における緊急体制を発令する。 <br> （b）原子力部長は，本店に警戒対策体制を発令した場合，速やかに本吉対策本部室隣接会議室 に警戒対策本部を設置し，本店警戒対策本部長として本店における対策活動を実施し，発電所において実施される対策活動を支援する。原子力部長が不在の場合は，あらかじめ定めた順位に従い，本店警戒対策本部の副本部長がその職務を代行する。 | TS－10 1127 ページ参照 <br> －運用の相違（女川 ：警戒対策体制を本店原子力部長が発令するため，発令した場合の運用を規 |
| （イ）社長は，本社における原子力防災態勢を発令した場合，速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し，本社対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は，あらかじめ定めた順位に従い，本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。本社対策本部は，原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは，東京電力ホールディング ス株式会社及び各事業子会社のことをいう）での体制とし，緊急時対策本部が重大事故等対策 に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は，原子力防災組織に適用すべ き必要要件を定めた体制とすることにより，社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確 にし，緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本社対策本部は，復旧統括，計画•情報統括，対外対応統括，総務統括及び支援統括を配置し，発電所の復旧方法検討•立案等を行う復旧班，本社対策本部内での情報共有等を行う情報班，事故状況の把握•進展評価等を行う計画班，放射性物質の放出量評価等を行う保安班，関係官庁への通報連絡等を行う官庁連絡班，報道機関対応等を行う広報班，発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班，通信連絡設備の復旧•確保の支援等を行う通信班，発電所の職場環境の整備等を行う総務班，現地医療体制整備支援等を行う厚生班，発電所の復旧活動に必要な資機材の調達•搬送等を行 ら資材班，原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班，官庁へ の支援要請等を行う支援受入調整班及び他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班で構成する。 <br> （ウ）本社支援統括は，あらかじめ選定している施設の候補の中から，放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し，必要な要員を派遣すると | （c）社長は，本店における第1または第2緊急体制を発令した場合，速やかに本店対策本部を設置し，本占対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は，あらかじめ定めた順位に従い，本占対策本部の副本部長がその職務を代行する。本占対策本部は，全社での体制 とし，発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面および運用面で支援する。本店対策本部は，原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより，社長を本店対策本部長とした指揮命令系統を明確にし，発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本占対策本部は，店所対策本部および関係店所との連絡を行う事務局，応急復旧の総括，官公庁および地方自治体への報告•連絡，放射性物質による被害状況の把握，事故影響範囲の評価，他原子力事業者•原子力緊急事態支援組織への応援要請，原子力事業所災害対策支援拠点の開設•運営等を行う原子力班，報道関係に対する情報提供等を行う広報班，土地の被害調査等を行う総務班，復旧活動従業員の安全対策，医師•病院 の手配等を行う人財班，復旧用資機材の調達•輸送，輸送用機動力の調達•確保，一般交通関係情報の収集等を行う資材班，ヘリコプターの確保•運用，供給対策等を行う電力システ ム班，応急復旧対策，本復旧計画の策定等を行う土木建築班，保安通信回線の確保，電気通信事業者回線および社外非常用通信設備の利用対策を行う情報通信班で構成する。 <br> （d）原子力部長は，あらかじめ選定している施設の候補の中から，放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し，必要な要員を派遣する | 定。柏崎：社長が原子力防災態勢を発令） $\text { TS-10 } 1166 \text { ページ参照 }$ |


|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| ともに，発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料及び資機材等の支援を実施する。 <br> （エ）本社対策本部は，他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受けら れる体制を整備する。 <br> ウ。原子力運営管理部長は，重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて，本社対策本部が中心となり，プラントメーカ，協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し，適切か つ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわたる場合に備えて，機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに，主要な設備 の取替部品をあらかじめ確保する。また，重大事故等時に，機能喪失した設備の補修を実施する ための作業環境の線量低減対策や，放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等について，福島第一原子力発電所における経験や知見を踏まえた対策を行うとともに，事故収束対応を円滑 に実施するため，平時から必要な対応を検討できる協力体制を継続して構築する。 <br> （2）教育訓練の実施 <br> ア．力量の付与のための教育訓練 <br> 防災安全GMは，重大事故等対処設備を設置若しくは改造する場合，重大事故等対処設備に係 る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに又は運転員若しくは緊急時対策要員を新たに認定する場合は，第12条第2項及び第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について，マニュアルに基づき実施する。 <br> （ア）表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について，「ウ．成立性 の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め，運転員及び緊急時対策要員の役割に応じ た教育訓練を実施する。 <br> （イ）重大事故等対処設備を設置又は改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに，成立性確認訓練（現場訓練による有効性評価の成立性確認）及び成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により，力量の付与方法の妥当性を確認する。 <br> イ．力量の維持向上のための教育訓練 <br> 防災安全GMは，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 <br> また，重大事故等に対処する要員に対して，事象の種類及び事象の進展に応じて的確かつ柔軟 に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練について，マニュアルに基 づき実施する。 <br> （ア）表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め，重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。 <br> a 。重大事故等に対処する要員に対し，役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。なお，年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については，教育訓練を年 2 回以上実施する。 <br> b。重大事故等に対処する要員に対し，役割に応じ実施するa項の教育訓練結果を評価し，力量 が維持されていることを確認する。 <br> （イ）重大事故等に対処する要員に対し，役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。 <br> a 。重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識並びに的確な状況把握，確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年 1 回以上実施する。 | とともに，発電所の事故収束対応を維持するために必要な燃料および資機材等の支援を実施 する。 <br> （e）本店対策本部は，他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織より技術的な支援が受 けられる体制を整備する。 <br> c．原子力部長は，重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて，本店対策本部が中心となり，プラントメーカおよび協力会社を含めた社内外の関係各所と連携し，適切か つ効果的な対応を検討できる体制を整備する。重大事故等への対応操作や作業が長期間にわた る場合に備えて，機能喪失した設備の部品取替えによる復旧手段を整備するとともに，主要な設備の取替部品をあらかじめ確保する。また，重大事故等時に，機能喪失した設備の復旧を実施するための作業環境の線量低減対策や，放射性物質を含んだ汚染水が発生した場合の対応等 について，事故収束対応を円滑に実施するため，平時から連絡体制を構築するとともに，必要 な対応を検討できる協力体制を構築する。 <br> （2）教育訓練の実施 <br> a．力量の付与のための教育訓練 <br> 発電管理課長および防災課長は，重大事故等対処設備を設置または改造する場合は重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに，運転員または重大事故等対策要員（運転員を除く。）を新たに認定する場合は第 12 条第 2 項およ び第 4 項の体制に入るまでに，以下の教育訓練について品質マネジメント文書に基づき実施す る。 <br> （ a ）表 1 から表 1 9 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について，「 c ．成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め，運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）の役割に応じた教育訓練を実施する。 <br> （b）重大事故等対処設備を設置または改造する場合，重大事故等対処設備に係る運転上の制限 が適用開始される日（使用前事業者検査終了日等）までに，成立性確認訓練（現場訓練によ る有効性評価の成立性確認）および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により，力量の付与方法の妥当性を確認する。 <br> b．力量の維持向上のための教育訓練 <br> 発電管理課長および防災課長は，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 また，重大事故等に対処する要員に対して，事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練について，品質マネ ジメント文書に基づき実施する。 <br> （a）表1から表19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目とし て定め，重大事故等に対処する要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。 <br> i．重大事故等に対処する要員に対し，役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。 なお，年1回の実施頻度では力量の維持が困難と判断される教育訓練項目については，教育訓練を年2回以上実施する。 <br> ii．重大事故等に対処する要員に対し，役割に応じ実施する i 。項の教育訓練結果を評価し，力量が維持されていることを確認する。 <br> （b）重大事故等に対処する要員に対し，役割に応じた以下の教育訓練等を実施する。 <br> i ．重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握および確実 かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年 1 回以上実施する。 | －女川では，運転員の教育訓練を発電管理課長が実施し，重大事故等対策要員（運転員を除く。）の教育訓練を防災課長が実施する。 |



| 保安規定比較表 |  | あり） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 切に対応し，報告することにより連携が図られていること <br> II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること <br> III 手順書に従い確実な対応ができること <br> b。現場主体の操作に係る成立性確認 <br> （a）技術的能力の成立性確認 <br> 表20の対応手段のらち，現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について，運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施する。 <br> （b）机上訓練による有効性評価の成立性確認 <br> 現場主体，重要事故シーケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したI から Vの重要事故シーケンスについて，緊急時対策要員（復旧班員）を対象に年1回以上実施す る。 <br> I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） <br> II 雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 <br> III 雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 <br> IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） <br> V 全交流動力電源喪失（運転停止中） <br> （c）現場訓練による有効性評価の成立性確認 <br> 現場主体，重要事故シーケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点から整理したII又は IIIの重要事故シーケンスに，I，IV及びVの重要事故シーケンスのうち現場で実施する個別手順を加え，運転員及び緊急時対策要員で構成する班の中から任意の班 $\%$ 対象に年 1 回以上実施する。 <br> I 全交流動力電源喪失（主蒸気逃がし安全弁再閉失敗） <br> II 雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用する場合 <br> III 雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用しない場合 <br> IV 使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） <br> V 全交流動力電源喪失（運転停止中） <br> ※成立性の確認を行う班を構成する要員については，毎年特定の役割に偏らないように配慮する。 <br> （d）成立性の確認の評価方法 <br> I 技術的能力の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について，役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿っ た訓練結果をもとに，算出された訓練時間と表20に記載した対応手段ごとの想定時間 を比較し評価する。 <br> II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスについて，必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項をマニュアルに定 め，満足することを評価する。 | が適切に対応し，報告することにより連携が図られていること <br> （2）解析上の操作条件が満足されるように対応できること <br> （3）手順書に従い確実な対応ができること <br> ii ．現場主体の操作に係る成立性確認 <br> （i）技術的能力の成立性確認 <br> 表20の対応手段のうち，現場主体で実施する有効性評価の重要事故シーケンスに係 る対応手段について，運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象に年 1回以上実施する。 <br> （ii）机上訓練による有効性評価の成立性確認 <br> 現場主体，重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した ① から（4）の重要事故シーケンスについて，重大事故等対策要員（運転員を除く。）を対象 に年1回以上実施する。 <br> （1）全交流動力電源喪失（T B P） <br> （2）雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合 <br> （3）高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱 <br> （4）使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） <br> （iii）現場訓練による有効性評価の成立性確認 <br> 現場主体，重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した ③の重要事故シーケンスに，（1）（2）および（4）の重要事故シーケンスのうち現場で実施す る個別手順を加え，運転員および重大事故等対策要員（運転員を除く。）で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。 <br> （1）全交流動力電源喪失（T B P） <br> （2）雰囲気圧力•温度による静的負荷（格納容器過圧•過温破損）代替循環冷却系を使用できない場合 <br> （3）高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱 <br> （4）使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） <br> ※成立性の確認を行う班を構成する要員については，毎年特定の役割に偏らないように配慮する。 <br> （iv）成立性の確認の評価方法 <br> 一 技術的能力の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段につ いて，役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに，算出された訓練時間と表20に記載した対応手段ごと の想定時間を比較し評価する。 <br> 二 机上訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の重要事故シーケンスにつ いて，必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を品質マネ ジメント文書に定め，満足することを評価する。 | －有効性評価の重要事故 シーケンスにおいて，訓練の類似の観点から整理した現場操作を主体 とした重要事故シーケ ンスの相違 <br> TS－23 41 ページ参照 <br> －現場主体，重要事故シー ケンスの類似性及び現場作業の類似性の観点 から整理した重要事故 シーケンスの相違 TS－23 44 ページ参照 |


| 保安規定比較表 |  | あり） <br> （実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントをマニュアルに定め，満足することを評価 する。 <br> IV（a）及び（c）の成立性の確認は，多くの訓練項目に対して効果的に行うため，以下 の条件により実施する。 <br> なお，（c）の成立性確認は（IV）項，（V）項は適用しない。 <br> （I）実施にあたつては，原則，一連で実施することとするが，長時間を要する成立性の確認については，分割して実施する。 <br> （II）弁の開閉操作，水中ポンプの海水への投入，機器の起動操作等により，原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの，訓練により設備が損傷又は劣化を促進するおそれの あるもの等については，模擬操作を実施する。 <br> （III）訓練用のモックアップがある場合は，（II）項の模擬操作ではなく，モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたつては，移動時間を考慮する。 <br> （IV）他の訓練の作業•操作待ちがある場合は，連携の訓練を確実に行ったのち，次工程の作業•操作を実施する。 <br> （V）同じ作業の繰り返しを行う訓練については，一部の時間を測定し，その時間をもとに訓練時間を算出する。 <br> （イ）成立性の確認結果を踏まえた措置 <br> a 。中央制御室主体の操作に係る成立性確認，技術的能力の成立性確認及び机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合 <br> 成立性の確認により，役割に応じた必要な力量（以下（イ）において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置を講じる。 <br> （a）所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要 な措置を講じる。 <br> （ b ）力量を確保できていないと判断された者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量が確保できていないと判断された個別の操作及び作業を対象に，力量の維持向上訓練を実施した後，役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認 し，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> b．現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 <br> 成立性の確認により，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置を講 じる。 <br> （a）所長及び原子炉主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要 な措置を講じる。 <br> （ b ）成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合，力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量が確保できていないと判断さ れた個別の操作及び作業を対象に，役割に応じた成立性の確認訓練を実施し，力量が確保で きていることを確認し，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> （c）（b）項の措置により，力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は，所長及び原子炉主任技術者に報告する。 <br> （d）力量を確保できていないと判断された者については，必要により，改めて原因を分析，評価し，改善等の必要な措置を講じ，力量の維持向上訓練を実施した後，力量を確保できてい ないと判断された成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認する。 <br> （e）（d）項の措置により，力量が確保できていると判断した場合は，所長及び原子炉主任技術 | 三 現場訓練による有効性評価の成立性確認は，有効性評価の成立性担保のために必要 な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを品質マネジメント文書に定め，満足することを評価する。 <br> 四（i）および（iii）の成立性の確認は，多くの訓練項目に対して効果的に行うため，以下の条件により実施する。 <br> なお，（iii）の成立性確認は（四），（五）は適用しない。 <br> （一）実施にあたつては，原則，一連で実施することとするが，長時間を要する成立性 の確認については，分割して実施する。 <br> （二）弁の開閉操作，水中ポンプの海水への投入，機器の起動操作等により，原子炬施設の系統や設備に悪影響を与えるもの，訓練により設備が損傷または劣化を促進す るおそれのあるもの等については，模擬操作を実施する。 <br> （三）訓練用のモックアップがある場合は，（二）の模擬操作ではなく，モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたつては，移動時間を考慮する。 <br> （四）他の訓練の作業•操作待ちがある場合は，連携の訓練を確実に行ったのち，次工程の作業•操作を実施する。 <br> （五）同じ作業の繰り返しを行う訓練については，一部の時間を測定し，その時間をも とに訓練時間を算出する。 <br> （b）成立性の確認結果を踏まえた措置 <br> i．中央制御室主体の操作に係る成立性確認，技術的能力の成立性確認および机上訓練によ る有効性評価の成立性確認の場合 <br> 成立性の確認により，役割に応じた必要な力量（以下（ b ）において「力量」という。） を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置を講じる。 <br> （i）所長および原子炉主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要な措置を講じる。 <br> （ii）力量を確保できていないと判断された者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量 が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に，力量の維持向上訓練 を実施した後，役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できて いることを確認し，所長および原子炬主任技術者に報告する。 <br> ii．現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合 <br> 成立性の確認により，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに以下の措置 を講じる。 <br> （i）所長および原子炉主任技術者に報告するとともに，その原因を分析，評価し，改善等，必要な措置を講じる。 <br> （ii）成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合，力量を確保できていないと判断さ れた者と同じ役割の者に対して，必要な措置の結果を踏まえ，力量が確保できていない と判断された個別の操作および作業を対象に，役割に応じた成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認し，所長および原子炉主任技術者に報告する。 <br> （iii）（ii）項の措置により，力量が確保できる見込みが立たないと判断した場合は，所長お よび原子炉主任技術者に報告する。 <br> （iv）力量を確保できていないと判断された者については，必要により，改めて原因を分析，評価し，改善等の必要な措置を講じ，力量の維持向上訓練を実施した後，力量を確保で きていないと判断された成立性の確認訓練を実施し，力量が確保できていることを確認 する。 <br> （v）（iv）項の措置により，力量が確保できていると判断した場合は，所長および原子炉主 | －TS－43 SA 要員欠損時の プラント停止判断に係 る記載について |






|  | 保安規定比較表 | あり） <br> （実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| イ．保管場所 <br> 保全総括GMは，予備品等について，地震による周辺斜面の崩壊，敷地下斜面のすべり，津波 による浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し，保管することをマニュアルに定める。 <br> ウ．アクセスルートの確保 <br> （1）「アクセスルートの確保」と同じ。 <br> （3）支援に係る事項 <br> 防災安全GM及び原子力運営管理部長は，支援に係る事項について，以下の方針に基づき実施 することをマニュアルに定める。 <br> ア。防災安全GM及び原子力運営管理部長は，事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持で きるよう，重大事故等対処設備，予備品及び燃料等の手段を確保する。 <br> また，プラントメーカ，協力会社及びその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備す る等，協力関係を構築するとともに，あらかじめ重大事故等発生に備え，協議•合意の上，外部 からの支援計画を策定する。重大事故等が発生した場合，緊急時対策本部が発足し協力体制が整 い次第，プラントメーカからは事故収束及び復旧対策に関する技術支援，協力会社からは事故収束及び復旧対策に必要な要員等の支援，燃料及び資機材の輸送支援並びに燃料供給会社等からは燃料の供給支援及び迅速な物資輸送を可能とするとともに，中長期的な物資輸送にも対応できる ように支援計画を策定する。 <br> イ。原子力運営管理部長は，他の原子力事業者より，支援に係る人員の派遣，資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられる他，原子力緊急事態支援組織からは，被ばく低減のた めに遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する人員及び発電所ま での資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。 <br> さらに，発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備，予備品，燃料等）について支援を受けることによって，発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い，継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。 <br> また，原子力事業所災害対策支援拠点から，発電所の支援に必要な資機材として，食料，その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。 <br> 1． 3 手順書の整備 <br> （1）各GMは，重大事故等発生時において，事象の種類及び事象の進展に応じて，重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるようマニュアルを整備する。 <br> また，使用主体に応じて，運転員が使用するマニュアル（以下「運転操作手順書」という。）及 び緊急時対策要員が使用するマニュアル（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。 <br> さらに，緊急時対策本部用手順書は使用主体に応じて，緊急時対策本部が使用する手順書，緊急時対策本部のうち技術支援組織が使用する手順書及び緊急時対策本部のうち実施組織（当直以外）が使用する手順書に分類して整備する。 | b．保管場所 <br> 各課長は，予備品等について，地震による周辺斜面の崩壊，敷地下斜面のすべり，津波によ る浸水等の外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し保管 することならびに地下水位低下設備の可搬型設備および予備品について，外部事象の影響を受 けない場所に保管することを品質マネジメント文書に定める。 <br> c．アクセスルートの確保 <br> （1）「アクセスルートの確保」と同じ。 <br> （3）支援に係る事項 <br> 防災課長および原子力部長は，支援に係る事項について，以下の方針に基づき実施することを品質マネジメント文書に定める。 <br> a．防災課長は，事故発生後 7 日間は継続して事故収束対応を維持できるよう，重大事故等対処設備，予備品および燃料等の手段を確保する。 <br> また，プラントメーカ，協力会社その他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備する等の協力関係を構築するとともに，あらかじめ重大事故等発生に備え，協議および合意の上，外部からの支援計画を策定する。重大事故等が発生した場合，本店対策本部が発足し協力体制 が整い次第，プラントメーカおよび協力会社等から現場操作対応等を実施する要員の派遣，事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣，燃料供給会社からは燃料の供給支援等，重大事故等発生後に必要な支援および要員の運搬ならびに迅速な物資輸送を可能とするととも に，中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。 <br> b．原子力部長は，他の原子力事業者より，支援に係る要員の派遣，資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか，原子力緊急事態支援組織からは，被ば く低減のために遠隔操作可能なロボットおよび無線重機等の資機材ならびに資機材を操作する要員および発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を策定する。 <br> さらに，発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備，予備品，然料等）について支援を受けることによって，発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料等の確保を行い，継続的な重大事故等対策を実施で きるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。 <br> また，原子力事業所災害対策支援拠点から，発電所の支援に必要な資機材として，食料，そ の他の消耗品および放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。 <br> 1． 3 手順書の整備 <br> （1）各課長は，重大事故等発生時において，事象の種類および事象の進展に応じて，重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。 <br> また，使用主体に応じて，運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）ならび に重大事故等対策要員および初期消火要員（消防車隊）が使用する手順書（以下「発電所対策本部用手順書」という。）を整備する。 | －運用の相違（女川では地下水位低下設備の予備品を外部事象の影響を を受けない場所に保管） TS－10 1124ページ参照 <br> －女川では，初期消火要員 （消防車隊）も発電所対策本部用手順書を使用 する。） TS－10 1128 ページ参照 <br> －手順書構成の相違（女川 では，発電所対策本部用手順書のらち「重大事故等対応要領書」について は，実施組織及び支援組 |




| 保安規定比較表 |  | 違あり） <br> 違（実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| e．異常又は事故が収束した場合は，事故時運転操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置を行う。 <br> f．事故時運転操作手順書（徴候ベース）による対応で事故収束せず炉心損傷に至るおそれがあ る場合，又は炉心損傷に至った場合は，事故時運転操作手順書（シビアアクシデント）に移行 する。 <br> 力。発電GM及び防災安全GMは，重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位，圧力，温度等の計測可能なパラメータを整理し，運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定めると ともに，以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 <br> 具体的な手順については，表15「15．事故時の計装に関する手順等」参照 <br> （ア）監視することが必要なパラメータを，あらかじめ選定し，運転操作手順書及び緊急時対策本部用手順書に定めること。 <br> （イ）記録の可否，直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を運転操作手順書に定めること。 <br> （ウ）原子炉施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は，他のパラメータ にて当該パラメータを推定する方法を緊急時対策本部用手順書に定めること。 <br> （エ）パラメータ挙動予測，影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を緊急時対策本部用手順書 に定めること。 <br> （オ）有効性評価等にて整理した有効な情報について，運転員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握及び事象進展予測並びに対応処置の参考情報とし，運転操作手順書に定めること。 <br> また，有効性評価等にて整理した有効な情報について，緊急時対策要員が運転操作を支援す るための参考情報とし，緊急時対策本部用手順書に定めること。 <br> キ。各GMは，前兆事象として把握ができるか，重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して，設備の安全機能の維持及び事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制及び手順を整備する。 <br> （ア）発電GM及び防災安全GMは，大津波警報が発令された場合，原子炉の停止及び冷却操作を行う手順，また，所員の高台への避難及び扉の閉止を行い，津波監視カメラ及び取水槽水位計 による津波の継続監視を行う手順を整備する。 <br> （イ）各GMは，台風進路に想定された場合，屋外設備の暴風雨対策の強化及び巡視点検を強化す る手順を整備する。 <br> （ウ）各GMは，前兆事象を伴う事象に対して，気象情報の収集，巡視点検の強化及び前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。 <br> ク・技術計画GMは，発電所敷地内外の固定源に対して，有毒化学物質の確認の実施により，運転•対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。 <br> ケ・技術計画GMは，予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転•対処要員に対して配備した防護具を着用すること及び防護具のバックアップ体制を整備することにより，事故対策に必要な各種 の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を定める。 <br> コ．技術計画GMは，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に，当直長等に連絡し，当直長等 は連絡責任者を経由して通信連絡設備により，有毒ガスの発生を必要な要員に周知するための手 | vi．異常または事故が収束した場合は，非常時操作手順書（徴候ベース）に従い復旧の措置 を行う。 <br> vii．非常時操作手順書（徴候ベース）による対応で事故収束せず炬心損傷に至るおそれがあ る場合，または炉心損傷に至った場合は，非常時操作手順書（シビアアクシデント）に移行する。 <br> f．発電管理課長および防災課長は，重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位，圧力，温度等の計測可能なパラメータを整理し，運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定 めるとともに，以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。具体的な手順については，表15「15．事故時の計装に関する手順等」参照。 <br> （a）監視することが必要なパラメータのうち，原子哣施設の状態を直接監視するパラメータを あらかじめ選定し，運転操作手順書および発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> （b）記録の可否，直流電源喪失時における可搬型計測器による計測可否等の情報を発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> （c）原子炬施設の状態を監視するパラメータが故障等により計測不能な場合は，他のパラメー夕にて当該パラメータを推定する方法を発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> （d）パラメータ挙動予測，影響評価すべき項目，監視パラメータ等を発電所対策本部用手順書 に定めること。 <br> （e）有効性評価等にて整理した有効な情報について，運転員が監視すべきパラメータの選定，状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし，運転操作手順書に定める こと。 <br> また，有効性評価等にて整理した有効な情報について，重大事故等対策要員（運転員を除 く。）が運転操作を支援するための参考情報とし，発電所対策本部用手順書に定めること。 <br> g 。各課長は，前兆事象として把握ができるか，重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮し て，設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき，前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を整備する。 <br> （ a ）発電管理課長および防災課長は，大津波警報が発表された場合，原則として原子炉の停止 および泠却操作を行う手順，また，所員の避難および扉の閉止を行い，取水ピット水位計お よび津波監視カメラによる津波の継続監視を行う手順を整備する。 <br> ただし，以下の場合はその限りではない。 <br> i ．大津波警報が誤報であった場合。 <br> ii．発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって，津波が到達するまでの間に大津波警報が解除または見直された場合。 <br> （b）各課長は，台風進路に想定された場合，屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検を強化する手順を整備する。 <br> （c）各課長は，前兆事象を伴う事象に対して，気象情報の収集，巡視点検の強化および前兆事象に応じた事故の未然防止の対応を行う手順を整備する。 <br> h．防荻課長は，発電所敷地内外の固定源に対して，有毒化学物質の確認の実施により，運転•対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順と体制を定める。 <br> i．防災課長は，予期せぬ有毒ガスの発生においても，運転•対処要員に対して配備した防護具 を着用することおよび防護具のバックアップ体制を整備することにより，事故対策に必要な各種の指示，操作を行うことができるよう手順と体制を定める。 <br> j。防災課長は，有毒ガスの発生による異常を検知した場合に，発電課長等に連絡し，発電課長等は連絡責任者を経由して通信連絡設備により，有毒ガスの発生を必要な要員に周知するた | －運用の相違（女川で <br> は，PWRプラント同様に大津波警報が誤報や見直された場合の措置を記載） |


|  | 保安規定比較表 | 違あり） <br> 違（実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| 順を定める。 <br> （2）各GMは，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては，通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等 を明確にし，通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を手順書に定め る。 <br> 1． 4 定期的な評価 <br> （1）各GMは，1． 1 項から1． 3 項の活動の実施結果を取りまとめ， 1 年に 1 回以上定期的に評価を行らとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災安全GMに報告する。 <br> （2）防災安全GMは，（1）の活動の評価結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直しを行 う。 <br> （3）原子力運営管理部長は，1．1項及び 1 。 2 項の実施内容を踏まえ， 1 年に 1 回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直 しを行う。 | めの手順を定める。 <br> （2）各課長は，本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては，通常時に使用する系統から弁操作により速やかに切り替えられるよう当該操作等を明確にし，通常時に使用する系統から速やかに切り替えるために必要な手順等を手順書に定める。 <br> （3）防災課長は，地下水位低下設備の機能喪失のおそれがある場合または機能喪失の場合に備え，地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように，手順を整備する。さらに，地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合 を想定し，外部支援等によりアクセスルートの通行性の確保を図る手順の整備を行う。 <br> 1． 4 定期的な評価 <br> （1）各課長は，1．1項から1．3項の活動の実施結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。 <br> （2）防災課長は，（1）の活動の評価結果を取りまとめ，1年に1回以上定期的に計画の評価を行う とともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直しを行う。 <br> （3）原子力部長は，1．1項および1．2項の実施内容を踏まえ，1年に1回以上定期的に評価を行うとともに，評価結果に基づき，より適切な活動となるよう必要に応じて，計画の見直しを行 う。 | －女川は，通常使用する系統から切り替える際に， バルブ操作のみでライ ン切替えを実施するこ とから工具は使用しな い。 <br> －運用の相違（女川では地下水位低下設備の機能 を考慮し，アクセスルー トの確保を行う。） <br> TS－10 1127 ページ参照 |




| 保安規定比較表 |  | 赤字：設備，運用等の相違（実質的な相違あり） <br> 緑字：記載表現，記載箇所，名称等の相違（実質的な相違なし） <br> 下線：旧条文からの変更箇所 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9日施行） | 女川 2 号炉案 |  | 差異理由 |
|  | i．注水用ヘッダを活用した放水 |  | 女川では，大容量送水ポ ンプ（タイプII）及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制に加え，注水用ヘッダの接続部から放水砲までホ ースを敷設することに より，大容量送水ポンプ （タイプ I ）により原子炉等へ注水している場合でも大気への放射性物質の拡散抑制を行う ことが可能となる手順 を整備 TS-10 1986ページ参照 |
|  | ii．大容量送水ポンプ（タイプI）の接続口への直接 | 接続 | －女川では大容量送水ポ ンプ（タイプ I ）による注水用ヘッダを使用し た原子炉注水等の手順 に加え，注水用ヘッダが使用できない場合，ホー スを接続口へ直接接続 し原子炉へ注水等がで きるよう手順を整備 TS－10 1986ページ参照 |
|  | iii．淡水タンクを水源とした放水砲による消火訓練 |  | －女川では大容量送水ポ ンプ（タイプII）による海を水源とした航空機燃料火災への泡消火の手順に加え，淡水タンク を水源とする大容量送水ポンプ（タイプII）及 び放水砲による航空機燃料火災への泡消火の手順を整備 <br> TS－10 1987ページ参照 |
| （イ）その他の大規模損壊対応 <br> 防災安全GMは，運転員，緊急時対策要員又は自衛消防隊を新たに認定する場合は，第12条第 4 項の体制に入るまでに，以下の教育訓練について，マニュアルに基づき実施する。 <br> a．自衛消防隊 | （b）その他の大規模損壊対応 <br> 防災課長は，運転員，重大事故等対策要員（運転員 を新たに認定する場合は，第12条第2項および第 について，品質マネジメント文書に基づき実施する。 i ．初期消火要員（消防車隊） | を除く。）または初期消火要員（消防車隊）項の体制に入るまでに，以下の教育訓練 |  |


|  | 保安規定比較表 | 違あり） <br> 違（実質的な相違なし） |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （ a ）大型化学高所放水車，化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機 の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練 <br> b。運転員及び緊急時対策要員（復旧班員） <br> （ a ）要員の役割に応じて付与される力量に加え，要員の多能化 <br> c．原子力防災管理者及びその代行者 <br> （a）大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練 <br> （ウ）防災安全GMは，（イ）項に係る設備を設置又は改造する場合，当該設備の使用を開始する までに，技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により，力量付与の妥当性を確認す る。 <br> イ．力量の維持向上のための教育訓練 <br> 防災安全GMは，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 <br> また，運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊に対し，大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練について，マニュアルに基づき実施する。 <br> なお，力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には，以下の内容に限定せず，教育訓練を行う。 <br> （ア）自衛消防隊に対する以下の操作の教育訓練が，年1回以上実施されていることを確認する。 <br> a．大型化学高所放水車，化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火並びに延焼防止のための消火訓練 <br> （イ）運転員及び緊急時対策要員（復旧班員）については，要員の役割に応じて付与される力量に加え，要員の多能化を計画的に実施する。 <br> （ウ）原子力防災管理者及びその代行者を対象に，大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能 しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を，年1回以上実施する。 <br> ウ．技術的能力の確認訓練 <br> 防災安全GMは，技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 <br> 防災安全GMは，緊急時対策要員に対し，大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について，マニュアルに基づき実施 する。 <br> （ア）大規模損壊発生時のプラント状況の把握，情報収集，的確な対応操作の選択及び指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について，任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。 <br> ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。 <br> （3）設備及び資機材の配備 <br> ア．大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備 の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方 <br> 各GMは，可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し，同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 <br> また，大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で，同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離し て配備する。 | 大型化学高所放水車，化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想 <br> 定した泡消火および延焼防止のための消火訓練 <br> ii．運転員および重大事故等対応要員 <br> 要員の役割に応じて付与される力量に加え，要員の多能化 <br> iii。原子力防災管理者およびその代行者 <br> 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練 <br> （c）防災課長は，（b）項に係る設備を設置または改造する場合，当該設備の使用を開始するまで に，技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により，力量付与の妥当性を確認する。 <br> b．力量の維持向上のための教育訓練 <br> 防災課長は，力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 <br> また，運転員，重大事故等対策要員（運転員を除く。）および初期消火要員（消防車隊）に対 し，大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため，以下の教育訓練につ いて，品質マネジメント文書に基づき実施する。 <br> なお，力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には，以下の内容に限定せず，教育訓練を行う。 <br> （a）初期消火要員（消防車隊）に対する以下の操作の教育訓練が，年1回以上実施されているこ とを確認する。 <br> －大型化学高所放水車，化学消防自動車を用いた大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定した泡消火および延焼防止のための消火訓練 <br> （b）運転員および重大事故等対応要員については，要員の役割に応じて付与される力量に加え，要員の多能化を計画的に実施する。 <br> （c）原子力防災管理者およびその代行者を対象に，大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した個別の教育訓練を，年1回以上実施する。 <br> C．技術的能力の確認訓練 <br> 防災課長は，技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 <br> 防災課長は，重大事故等対策要員に対し，大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について，品質マネジメント文書に基づき実施する。 <br> －大規模損壊発生時のプラント状況の把握，情報収集，的確な対応操作の選択および指揮者等と各要員との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について，任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。 <br> ※毎年特定の者に偏らないように配慮する。 <br> （3）設備および資機材の配備 <br> a．大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方 <br> 各課長は，可搬型重大事故等対処設備は，重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に配備し，同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。 <br> また，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で，同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように保管場所を分散しかつ十分離し て配備する。 | －女川は泡原液を搭載し た化学消防自動車を採用した。 $\square$ |








|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施 | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| る。 <br> （ b ）使用済燃料プールの注水機能の喪失又は使用済燃料プールからの水の漏えい，その他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は，燃料プール代替注水系（常設），燃料 プール代替注水系（可搬型）及び消火系により使用済燃料プールへ注水することにより，使用済燃料プール内の燃料体等を泠却し，放射線を遮蔽し，臨界を防止する。 <br> （c）使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合，常設スプレイヘッダ又は可搬型スプレイヘッダを使用したスプレイを実施することで，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止す るとともに，環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。 <br> （d）原子炉建屋の損壊又は放射線量率の上昇により原子炉建屋に近づけない場合は，放水砲に より燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。 <br> e．放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等 <br> 各GMは，炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において，放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について，以下の（サ）項及び（シ）項に該当する手順等を含むものとして整備する。放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。 <br> （a）原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合，大容量送水車，放水砲により原子炉建屋 に海水を放水し，大気への放射性物質の拡散を抑制する。 <br> （b）その際，防潮堤の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。 <br> （c）放水することで放射性物質を含む汚染水が構内排水路を通って北放水口から海へ流れ出す ため，汚濁防止膜を設置することで，海洋への拡散範囲を抑制する。 <br> （d）また，汚濁防止膜の設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況）である場合，大津波警報又は津波警報が解除された後に汚濁防止膜の設置を開始する。 <br> （イ）「2．原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉 を泠却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ウ）「3．原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するため の手順等」の手順を整備する。 <br> （エ）「4．原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉 を冷却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （オ）「5．最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。 <br> （力）「 6 。格納容器内の冷却等のための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 6 「格納容器内の冷却等のための手順等」の手順 を整備する。 | 間放射線モニタ（高線量，低線量），使用済燃料貯蔵プール監視カメラを使用する。 <br> （ii）使用済燃料プールの注水機能の喪失または使用済燃料プールからの水の漏えいその他 の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は，燃料プール代替注水系（常設配管），燃料プール代替注水系（可搬型）およびろ過水系により使用済燃料プールへ注水 することにより，使用済燃料プール内の燃料体等を泠却し，放射線を遮蔽し，臨界を防止する。 <br> （iii）使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合，燃料プールスプレイ系（常設配管）または燃料プールスプレイ系（可搬型）により直接スプレイを実施することで，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し，臨界を防止するとともに，環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。 <br> （iv）原子炉建屋の損壊または放射線量率の上昇により原子炉建屋に近づけない場合は，放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和する。 <br> V．放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等 <br> 各課長は，炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料プール内燃料体の著しい損傷に至った場合において，放射性物質の放出を低減するための対策に関す る手順書について，以下の（k）項，（1）項および（o）項に該当する手順等を含むもの として整備する。 <br> 放射性物質の放出を低減するための対応手段は次のとおりとする。 <br> （i）原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合，大容量送水ポンプ（タイプII）およ び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し，大気への放射性物質の拡散を抑制する。 <br> （ii）その際，放水することで放射性物質を含む污染水が南側排水路排水桝およびタービン補機放水ピットを通って南側排水路または放水口から海へ流れ出すため，シルトフェン スを設置することで，海洋への拡散範囲を抑制する。 <br> （iii）防潮堤の内側で放射性物質吸着材を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。 <br> （iv）また，シルトフェンスの設置が困難な状況（大津波警報や津波警報が出ている状況） である場合，大津波警報または津波警報が解除された後にシルトフェンスの設置を開始 する。 <br> （b）「2．原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （c）「3．原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表3「原子炬冷却材圧力バウンダリを減圧するため の手順等」の手順を整備する。 <br> （d）「4．原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉 を泠却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （e）「5．最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」各課長は，重大事故等対策にて整備する表5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ f ）「6．原子炉格納容器内の泠却等のための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表6「原子炻格納容器内の泠却等のための手順等」 の手順を整備する。 | －女川の消火系は，残留熱除去系への接続がない ため，接続のあるろ過水系の手順を整備 TS－10 1963ページ参照 |


| 保安規定比較表 $\quad \left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 赤字：設備，運用等の相違 } \\ & \text { 緑字：記載表現，記載笽所，} \\ & \text { 下線：旧条文からの変更箇所 }\end{aligned}\right.$ |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行） | 女川 2 号炉案 | 差異理由 |
| （キ）「7．格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表7「格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ク）「8．格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 8 「格納容器下部の溶融炉心を泠却するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ケ）「9．水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表9「水素爆発による格納容器の破損を防止するた めの手順等」の手順を整備する。 <br> （コ）「 10 ．水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 1 0 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止 するための手順等」の手順を整備する。 <br> （サ）「11．使用済燃料プールの冷却等のための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表11「使用済燃料プールの泠却等のための手順等」の手順を整備する。 <br> （シ）「12．発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制する ための手順等」の手順を整備する。 <br> （ス）「13．重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表 13 「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を整備する。 <br> （セ）「14．電源の確保に関する手順等」 <br> 各GMは，重大事故等対策にて整備する表14「電源の確保に関する手順等」の手順を整備 する。 | （g）「7．原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表7「原子炬格納容器の過圧破損を防止するための <br> 手順等」の手順を整備する。 <br> （h）「8．原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表8「原子炬格納容器下部の溶融炉心を冷却するた めの手順等」の手順を整備する。 <br> （i）「9．水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止 するための手順等」の手順を整備する。 <br> （ j ）「 10 。水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 10 「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止 するための手順等」の手順を整備する。 <br> （k）「11．使用済燃料プールの冷却等のための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表11「使用済燃料プールの泠却等のための手順等」 の手順を整備する。 <br> （1）「12．発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制する ための手順等」の手順を整備する。 <br> （m）「 13 。重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 13 「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を整備する。 <br> （ n ）「14．電源の確保に関する手順等」 <br> 各課長は，重大事故等対策にて整備する表 1 4 「電源の確保に関する手順等」の手順を整備 する。 <br> （o）「2．1 可搬型設備等による対応手順等」 <br> 各課長は，大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている（b）項から（n）項の手順に加えて，以下の手順等を定める。 <br> i 。注水用ヘッダを活用した放水手順 | －女川では大規模損壊に特化した手順を整備 <br> －女川では，大容量送水ポ ンプ（タイプ I ）及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制に加え，注水用ヘッダの接続部から放水砲までホ ースを敷設することに より，大容量送水ポンプ （タイプI）により原子炉等へ注水している場合でも大気への放射性物質の拡散抑制を行う ことが可能となる手順 を整備する。 TS-10 1986ページ |


設置変更許可 まとめ資料 技術的能力 1.0 添付資料1．0．10「重大事故等時の体制について」より抜粋
別紙＿添付 1－3（1．重大事故等）（1）


| 合計 | 98 | 名 |
| :--- | :--- | :--- |

第1図 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図（第 2 緊急体制•参集要員招集後）

第 1 図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図

第5．2－1 表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価（ $1 / 7$ ）

| 自然現象 | 設計基準を超える自然現象が発電用原子炉施設に与える影響評価 | 自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器 | 最終的なプラント状態 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1）地震 | 【影響評価にあたっての考慮事項】 <br> - 基準地震動を超える地震の発生を想定する。 <br> - 事前の予測については，現在確立した手法が存在しないことから，予兆なく発生する。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> - 開閉所設備の碍子等の損傷により，外部電源喪失の可能性がある。 <br> - 交流電源設備の損傷により，非常用交流電源が喪失し，全交流動力電源喪失 に至る可能性がある。 <br> －原子炉補機冷却海水系の損傷により，原子炉補機冷却水系及び残留熱除去系 が機能喪失し，最終ヒートシンク進失に至る可能性がある。 <br> －直流電源設備の損傷により，非常用交流電源の制御機能が喪失し，全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 <br> －中央制御室は，堅牢な建屋内にあることから，運転員による操作機能の喪失 は可能性として低いが，計測•制御系については喪失する可能性がある。 <br> －原子炉建屋又は原子炉格納容器の損傷により，建屋内の機器，配管が損傷し て大規模な L O C A 又は格納容器バイパスが発生し，E C C S 注入機能も有効に機能せず，重大事故に至る可能性がある。原子炉格納容器が損傷した場合には，閉じ込め機能に期待できない。 <br> - モニタリングポストの監視機能が喪失する可能性がある。 <br> - 保管している危険物による火災の発生の可能性がある。 <br> - 斜面の崩壊，地盤の陥没等によりアクセスルートの通行が困難となり，事故 の対策に影響を及ぼす可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> －可搬型重大事故等対処設備等によるプラント状況の把握，給電及び注水を行 う。 <br> －モニタリングポストが使用できない場合は，可搬型代替モニタリングポスト により測定及び監視を行う。 <br> - 火災が発生した場合は，化学消防自動車等の消火設備による消火を行う。 <br> - 屋外アクセスルート上に通行不能の影響がある場合は，重機により仮復旧を行ら。 | 【基準地震動を超える地震を想定した場合に喪失する可能性のある機器】 <br> - 外部電源設備 <br> - 交流電源設備 <br> - 原子炉補機冷却海水系 <br> - 直流電源 <br> - 計測•制御系 <br> - 設計基準事故対処設備（E C C S 等） <br> - 原子炉冷却材圧力バウンダリ <br> - 原子炉格納容器 <br> - 原子炉圧力容器 <br> - 原子炉建屋 <br> - 制御建屋 <br> －モニタリングポスト | 【次のプラント状態が相乗して発生する可能性が ある】 <br> - 原子炉建屋損傷 <br> - 制御建屋損傷 <br> - 原子炉格納容器損傷 <br> - 原子炉圧力容器損傷 <br> - 格納容器バイパス <br> - 原子炬冷却材䨤失と注水機能喪失の同時発生 <br> - 計測•制御系喪失 <br> - 直流電源喪失 <br> - 外部電源喪失 <br> - 全交流動力電源喪失 <br> - 最終ヒートシンク䨤失 <br> 原子炉建屋損傷，原子炉格納容器損傷等による閉じ込め機能の喪失によ り，大規模損壊に至る可能性がある。 <br> また，全交流動力電源喪失（設計基準事故対処設備の機能喪失）に加え て，地震により代替電源 である常設代替交流電源設備等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合 は，大規模損壊に至る可能性がある。 |

第 5．2－1 表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価（2／7）

| 自然現象 | 設計基準を超える自然現象が発電用原子炉施設に与える影響評価 | 自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器 | 最終的なプラント状態 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （2）津波 | 【影響評価にあたつての考慮事項】 <br> - 地震発生後，30分程度で津波が襲来すると想定する。 <br> - 基準津波を超える規模として，敷地に遡上する津波（防潮堤位置におい て0．P．$+33.9 \mathrm{~m}^{\text {※1 }}$ ）を上回る高さの津波を想定する。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> －津波の波力や漂流物衝突による変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。 <br> －原子炉補機冷却海水系ポンプの被水により，原子炉補機冷却水系及び残留熱除去系が機能喪失し，最終ヒートシンク喪失が発生し，これに伴う非常用ディーゼル発電機等の機能喪失により，全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 <br> －原子炉建屋，タービン建屋，制御建屋の防護扉が波力又は没水により損傷の可能性がある。 <br> －制御建屋内への津波による浸水により，直流主母線盤が冠水し，直流電源が喪失する可能性がある。 <br> －防潮堤の損傷により敷地内に多量の津波が流入することで，屋内外の施設が広範囲にわたり浸水し機能喪失する可能性がある。 <br> －モニタリングポストの電源喪失により，監視機能が喪失する可能性があ る。 <br> －がれき等によりアクセスルートの通行が困難となり，事故の対策に影響 を及ぼす可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> －可搬型重大事故等対処設備等によるプラント状況の把握，給電及び注水を行う。 <br> －モニタリングポストが使用できない場合は，可搬型代替モニタリングポ ストにより測定及び監視を行う。 <br> - 火災が発生した場合は，化学消防自動車等の消火設備による消火を行う。 <br> - 屋外アクセスルート上に通行不能の影響がある場合は，重機により仮復旧を行う。 | 【敷地に遡上する津波を超える津波を想定した場合に喪失する可能性のある機器】 <br> - 外部電源設備 <br> - 交流電源設備 <br> - 原子炉補機冷却海水系 <br> - 直流電源 <br> - 設計基準事故対処設備（E C C S 等） <br> －モニタリングポスト | 【次のプラント状態が相乗して発生する可能性が ある】 <br> - 外部電源喪失 <br> - 全交流動力電源喪失 <br> - 直流電源喪失 <br> - 原子炉建屋内浸水によ る複数の安全機能喪失 <br> －最終ヒートシンク喪失 <br> 原子炬建屋内浸水による複数の安全機能喪失によ り，大規模損壊に至る可能性がある。 <br> また，全交流動力電源喪失（設計基準事故対処設備 の機能喪失）に加えて，津波により代替電源である常設代替交流電源設備等 の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は，大規模損壊に至る可能性があ る。 |

第 5．2－1 表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価（3／7）

| 自然現象 | 設計基準を超える自然現象が発電用原子炉施設に与える影響評価 | 自然現象の想定規模と喪失する <br> 可能性のある機器 | 最終的なプラント状態 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （3）竜巻 | 【影響評価にあたっての考慮事項】 <br> －外部事象防護対象施設のうち防護施設（竜巻）は，風速 $100 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ の竜巻から設定した荷重に対して，外殻となる施設又は竜巻防護対策設備によって防護されている。 <br> －事前の予測が可能であることから，発雷用原子炬施設の安全性に影響を与えることがないように，あらかじめ体制を強化して安全対策 （飛散防止措置の確認等）を講じることが可能である。 <br> －最大風速 $100 \mathrm{~m} / \mathrm{s}$ を超える規模の竜巻を想定する。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> －風荷重及び飛来物の衝突による送電線の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。 <br> －原子炉補機冷却海水系の損傷により，原子炬補機冷却水系及び残留熱除去系の泠却源が喪失し，最終ヒートシンク震失に至る可能性があ る。 <br> －非常用ディーゼル発電機等の付属機器の損傷，かつ外部電源喪失の同時発生に伴ら全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 <br> －飛来物等によりアクセスルートの通行に支障を来し，重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> - 可搬型重大事故等対処設備等による給電及び注水を行う。 <br> - 屋外アクセスルート上に通行不能の影響がある場合は，重機により仮復旧を行う。 | 【設計基準を超える最大風速を想定 した場合に喪失する可能性のある機能】 <br> - 外部電源設備 <br> - 交流電源設備 <br> - 原子炉補機冷却海水系 | 【次のプラント状態が相乗し て発生する可能性がある】 <br> - 外部電源喪失 <br> - 全交流動力電源喪失 <br> - 最終ヒートシンク喪失 <br> 全交流動力電源喪失（設計基準事故対処設備の機能喪失）に加えて，竜巻により代替電源で ある常設代替高圧電源装置等 の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は，大規模損壊に至る可能性がある。 |

第 5．2－1 表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価（4／7）

| 自然現象 | 設計基準を超える自然現象が発電用原子炉施設に与える影響評価 | 自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器 | 最終的なプラント状態 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （4）凍結 | 【影響評価にあたつての考慮事項】 <br> －予報等により事前の予測が可能であることから，発電用原子炉施設 の安全機能に影響を与方ることがないよう，事前に保温，電熱線ヒ ータによる加温等の涷結防止対策を実施することができる。 <br> －低温における設計基準温度 $-14.6^{\circ} \mathrm{C}$ を下回る規模を想定する。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> －送電線や碍子に着氷することによって相間短絡を起こし外部電源喪失に至る可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> - 事前の凍結防止対策（循環運転等）を行う。 <br> - 可搬型重大事故等対処設備等による給電及び注水を行う。 | 【設計基準を超える低温を想定した場合に喪失する可能性のある機能】 <br> －外部電源設備 | 【次のプラント状態が相乗し て発生する可能性がある】 <br> －外部電源喪失 |
| （5）積雪 | 【影響評価にあたっての考慮事項】 <br> －予報等により事前の予測が可能であることから，発電用原子炬施設 の安全機能に影響を与方ることがないよう，対策（除雪）を実施す ることができる。 <br> －設計基準積雪量 43 cm を超える規模の積雪を想定する。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> －送電線や碍子への着雪による相間短絡の発生に伴う外部電源喪失 の可能性がある。 <br> －積雪により，アクセスルートの通行に支障を来し，重大事故等対策 に影響を及ぼす可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> - 予め体制を強化して対策（除雪）を行う。 <br> - 可搬型重大事故等対処設備等によるプラント状況の把握，給電及び注水を行う。 <br> －屋外アクセスルート上に通行不能の影響がある場合は，重機によ り仮復旧を行う。 | 【設計基準を超える積雪量を想定した場合に喪失する可能性のある機能】 <br> －外部電源設備 | 【次のプラント状態が相乗し て発生する可能性がある】 <br> －外部電源喪失 |

第5．2－1 表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価（5／7）

| 自然現象 | 設計基準を超える自然現象が発電用原子炉施設に与える影響評価 | 自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器 | 最終的なプラント状態 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （6）落雷 | 【影響評価にあたっての考慮事項】 <br> －火炏が発生した場合は，化学消防自動車等の消火設備による消火を行う。 <br> - 設計基準電流値100kAを超える雷サージの影響を想定する。 <br> - 落雷に対して，建築基準法に基づき高さ 20 m を超える排気筒等へ避雷設備を設置し，避雷導体により接地網と接続する。接地網は，雷撃に伴ら構内接地系の接地電位分布を平坦化することから，安全保護系等の設備に影響を与えることはなく，安全に大地に導くことが できる。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> - 雷サージの影響による外部電源喪失の可能性がある。 <br> - 原子炉補機冷却海水系の損傷により，原子炉補機冷却水系及び残留熱除去系の泠却源が喪失することで最終ヒートシンク喪失が発生し，こ れに伴い非常用ディーゼル発電機等の機能喪失により，全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> －可搬型重大事故等対処設備等によるプラント状況の把握，給電及び注水を行う。 | 【設計基準を超える雷サージを想定し た場合に喪失する可能性のある機能】 <br> - 外部電源設備 <br> - 非常用ディーゼル発電機 <br> - 原子炉補機冷却海水系 | 【次のプラント状態が相乗し て発生する可能性がある】 <br> - 外部電源喪失 <br> - 全交流動力電源喪失 <br> - 最終ヒートシンク喪失 |

第 5．2－1 表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価（6／7）

| 自然現象 | 設計基準を超える自然現象が発電用原子炉施設に与える影響評価 | 自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器 | 最終的なプラント状態 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （7）火山の影響 | 【影響評価にあたっての考慮事項】 <br> －予報等により事前の予測が可能であることから，発電用原子炬施設の安全機能 に影響を与えることがないよう，予め体制を強化して対策（除灰）を実施するこ とができる。 <br> －降下火砕物（火山灰）の堆積厚さの設計基準である 15 cm を超える規模の堆積厚 さを想定する。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> －送電線や碍子への降下火砕物の付着により相間短絡の発生に伴う外部電源喪失 の可能性がある。 <br> －降下火砕物の堆積により，アクセスルートの通行に支障を来し，重大事故等対策 に影響を及ぼす可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> - あらかじめ体制を強化して対策（除灰）を行う。 <br> - 可搬型重大事故等対処設備等によるプラント状況の把握，給電及び注水を行う。 <br> - 屋外アクセスルート上に通行不能の影響がある場合は重機により仮復旧を行 う。 | 【設計基準を超える火山灰堆積厚さを想定した場合に喪失 する可能性のある機能】 <br> －外部電源設備 | 【次のプラント状態が相乗 して発生する可能性があ る】 <br> －外部電源喪失 |
| 8）森林火災 | 【影響評価にあたつての考慮事項】 <br> - 防火帯を越えて延焼するような規模を想定する。 <br> - 森林火災が桩大するまでの時間的余裕は十分あることから，発雷用原子灲施設 の安全性に影響を与えることがないように，予防散水する等の安全対策を講じ ることが可能である。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> －送変電設備の損傷により外部電源喪失に至る可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> - 予め体制を強化して対策（消火）を行う。 <br> - 可搬型重大事故等対処設備等によるプラント状況の把握，給電及び注水を行う。 | 【設計基準を超える森林火災 を想定した場合に喪失する可能性のある機能】 <br> －外部電源設備 | 【次のプラント状態が相乗 して発生する可能性があ る】 <br> －外部電源喪失 |

第5．2－1 表 自然現象が発電用原子炉施設へ与える影響評価（7／7）

| 自然現象 | 設計基準を超える自然現象が発電用原子炉施設に与える影響評価 | 自然現象の想定規模と喪失する可能性のある機器 | 最終的なプラント状態 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （9）隕石 | 【影響評価にあたつての考慮事項】 <br> －事前の予測については，行えないものと想定する。 <br> 【設計基準を超える場合の影響評価】 <br> －建屋又は屋外設備に隕石が衝突した場合は，当該建屋又は設備が損傷し，機能喪失に至る可能性がある。 <br> －発電所敷地に隕石が落下した場合は，振動により安全機能が損傷 し，機能喪失に至る可能性がある。 <br> －発電所近海に隕石が落下した場合は，津波により安全機能が冠水 し，機能喪失に至る可能性がある。 <br> 【主な対応】 <br> －建屋に隕石が衝突し，建屋が損傷した場合は，大型航空機衝突と同様に対応する。 <br> －発電所敷地に隕石が衝突し，振動が発生した場合は，地震発生時 と同様に対応する。 <br> －発電所近海に隕石が衝突し，津波が発生した場合は，津波発生時 と同様に対応する。 <br> －屋外アクセスルート上に通行不能の影響がある場合は，重機に より仮復旧を行う。 | －具体的な喪失する機能は特定しな い | －具体的な喪失する機能は特定 しない |

※ 1 津波防護設計においては，2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い，一様に約1mの沈降が発生したことを考慮した値を用いる。

